

写

令和2年3月10日
 企画部企画課
 区政改革担当部 区政改革担当課

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和2年度～5年度)(案)について

1 素案に対する意見と区の考え方
 別紙のとおり

2 素案から案への主な変更点

() 備考欄の凡例

「 」: 区民意見等を踏まえ変更したもの

頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 ()
はじめに			
1	1	区立施設マネジメントの目標を追記	
第1章 施設配置の最適化の推進			
5	参考	平成21年度以降の主な取組事例を追加	
第2章 リーディングプロジェクト			
6～10	1～5	令和2年度および3年度の事業費を追加	
8	3	北町福祉作業所のリード文および年度別取組の表に「機能拡充」の具体的な内容として「生活介護事業の開始」を追記	
第3章 区立施設改修・改築等実施計画			
11～29 36～38	1、3	令和2年度および3年度の事業費を追加	
25	1(10)	北町福祉作業所のリード文および年度別取組の表に「機能拡充」の具体的な内容として「生活介護事業の開始」を追記	
32	2(1)	学校施設の長寿命化について、躯体状況調査後の長寿命化または改築の進め方を追記	
33		表の「長寿命化を検討」を「長寿命化または改築を検討」に変更	
40		今後の区立施設改修・改築等事業費を追加	
41	5(4)	計画の進め方を追加	

頁	変更箇所	変更・追加等の内容	備考 ()
第4章 委託・民営化実施計画			
43	1(1)	管理運営手法選択の考え方について、「施設の種類ごとに選択」を「施設の業務内容に応じて選択」に修正	
47	2(1)	民営化する場合について、保護者説明会を開催するなど丁寧に進める旨を追記	
52	2(3)	リード文および大泉福祉作業所および北町福祉作業所の年度別取組の表に「機能拡充」の具体的な内容として「生活介護事業の開始」を追記	
		リード文に土地・建物の無償貸付の理由を追記	
54	2(3)	リード文に土地・建物の無償貸付の理由を追記	
付属資料			
61～66		平成30年3月に策定した公共施設等総合管理計画〔実施計画〕の取組状況を追加	

- 3 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和2年度～5年度)(案)
別紙のとおり
- 4 今後の予定
令和2年3月 計画策定

公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和2年度～5年度)(素案)
に寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 意見募集期間

令和元年12月11日(水)から令和2年1月24日(金)まで

(2) 周知方法

ア ねりま区報(12月11日号)・区ホームページへの掲載、
区民情報ひろば、区民事務所(練馬を除く)、図書館、企画課での閲覧

イ 関係団体への説明等

以下の関係団体に計画素案について、個別に説明等を行った。

<ul style="list-style-type: none"> ・区政改革推進会議 ・練馬区商店街連合会 ・練馬産業連合会 ・練馬東法人会 ・練馬西法人会 ・東京商工会議所練馬支部 ・練馬区農業委員会 ・東京あおば農業協同組合 ・町会・自治会(253団体) ・地区区民館運営委員会・運営協議会 地域別会長会 ・練馬区文化団体協議会 ・練馬区体育協会 ・練馬区レクリエーション協会 ・総合型地域スポーツクラブ(7団体) ・練馬区スポーツ推進委員会 ・新日本スポーツ連盟練馬区連盟 	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区立福祉作業所家族会(5団体) ・練馬区立福祉園家族連絡懇談会(7団体) ・練馬区立障害者地域活動支援センター (谷原フレンド)家族会 ・練馬区障害者団体連合会 ・練馬区障害福祉サービス事業者連絡会 ・栄町敬老館利用者 ・高野台敬老館利用者 ・中村敬老館利用者 ・大泉ケアハウス入居者および家族 ・練馬区介護サービス事業者連絡協議会 ・練馬区子ども・子育て会議 ・練馬区放課後子ども総合プラン運営委員会 ・練馬区私立保育園協会 ・児童劇団父母会 ・青少年育成地区委員会 ・練馬区青少年委員会
---	---

(3) 意見件数

348件(69名・20団体)

2 寄せられた意見の内訳

項目	件数
第1章 施設配置の最適化の推進	13
第2章 リーディングプロジェクト	
1 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備	4
2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約	35
3 北保健相談所移転と周辺施設の集約	1
4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編	19
5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編	17
第3章 区立施設改修・改築等実施計画	
1 施設種別ごとの取組	62
2 学校施設および区立施設の長寿命化	8
3 跡施設・跡地の活用	3
4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設	2
5 区立施設マネジメントの推進	3
第4章 委託・民営化実施計画	
1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方	27
2 施設種別ごとの取組	112
参考 民営化に向けての標準的な手順	1
その他	41
合計	348 件

3 意見に対する対応状況

対応区分	件数
意見の趣旨を踏まえて計画に反映するもの	9
素案に趣旨を掲載しているもの	15
素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	16
事業実施等の際に検討するもの	72
趣旨を反映できないもの	118
その他、上記以外のもの	118
合計	348 件

4 区民からの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分	
第1章 施設配置の最適化の推進				
1	あらゆる分野の施設管理が見直しをうたい、民営化・統合・縮小し、廃止していくように感じる。反対である。	施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。 見直しにあたっては、現在の利用者のご意見だけでなく、将来世代も含め、区民全体にとってどうあるべきかという視点で検討することが必要と考えています。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。		
2	「将来にわたって行政が確保すべき機能か」の記載は、上から目線の発想である。			
3	「費用対効果の面での効率性」について、効果を見極めるのは誰か。効果を見極めることが難しい行政サービスに対して、安易に効率性を唱えるべきではない。サービス未利用者には効果は見えず、その費用は無駄であり、効率性が悪いと捉えてしまうのが一般的である。少数・弱者への行政サービスの削減につながる根拠を作りだす。行政サービスは何のために誰のために行われるべきかという理念が失われている。			
4	サービスが重複しているかの問題ではなく、サービスが十分行き届いているのかが問題である。内容が重複していても、利用者が存在しているなら必要ではないか。重複しているかという点に注目すると、切り捨てられる弱者が出る場合がある。そのようなことがないように、留意しなければならない。			
5	「現在の施設でないと提供できないサービスか否か」について、利用者に対して、要望を聞くという姿勢ではなく、「他にもあるから、そちらに行け」という態度が見え隠れしている。			
6	区民のために施設配置の最適化が行われると期待できない。区民のための計画という視点を持ってほしい。形式的な区民意見反映制度ではなく、利用者に意見を聞く場をもつような方策が必要である。全区民を対象に、それぞれの施設に対する意見を聞けば、見たことも聞いたこともない施設は、税金の無駄遣いという意見が出る。一般的なアンケートは、サービス削減を目指す行政側の策略である。			
7	公共施設の最適化を図り、施設の利用率がどのようになれば成功なのか、基準があれば、教えてほしい。		施設ごとに立地条件や機能、規模、開館時間帯などが異なり、一律の基準を設けることは困難と考えています。維持管理コストに対して、低利用であれば改善を図る必要があると考えています。	
8	機能の転換の一つに、売却の検討がある。売るのは簡単だが、安易な売却にならないよう定義すべき。		区民の貴重な財産であることから、区民ニーズに応える有効活用を十分検討したうえで、有効活用が見込めない場合は、貸付や売却を行い、他の施設の改修・改築費用等の財源などとして活用します。	
9	統合化後の跡地を貸し付け、売却なども「有効活用」の名のもとに検討対象になっているが、効率の中身を住民の健康、暮らしを第一としているとは思えない。効率の中身を見直してほしい。		これまでも区立施設の跡地・跡施設を活用して、認可保育所や特別養護老人ホームを整備するなど、有効活用してきました。今後も、区民ニーズに応える有効活用を十分検討します。そのうえで、有効活用が見込めない場合は、貸付や売却を行い、他の施設の改修・改築費用等の財源などとして活用します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
10	超高齢化社会の中では、高齢者が健康に人生を送ることが求められている。高齢者が歩いて行ける身近な場所に、交流の場、レクレーションや体を動かす施設、コミュニティづくりに役立つ小型な施設を数多くつくってほしい。地区区民館や地域集会所を減らすのではなく、区民の要求に基づきポストの数ほどつくってほしい。老朽化に伴う改修や改築は積極的に行ってほしい。	高齢者をはじめ地域住民の相談と交流の場となる街かどケアカフェを、出張所等の跡施設の活用や民間団体との協働により、増やす取組を進めています。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	
11	高齢者の利用を締め出している。区内の公共交通が不十分な状況下では、施設の縮小・統合・廃止は遠方になり、通いきれない。		
12	人口が減っても高齢者は増える。近くに、くつろぎ語り合える場がしっかり確保されるのを望む。統廃合には反対である。		
13	地区区民館や図書館、敬老館の統合はやめてほしい。地域がコミュニケーションできるように、小規模でも良いので、数を増やして頂きたい。	図書館を統合する計画はありません。 敬老館は改修・改築等の機会をとらえて、高齢者をはじめ地域住民の相談や交流の場となる街かどケアカフェに転換します。 また、街かどケアカフェを出張所等の跡施設の活用や民間団体との協働により、増やす取組を進めています。	
第2章 リーディングプロジェクト			
1 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備			
14	高野台運動場にできる回復期リハビリテーション病院とは、どのような病院か。	急性期の病院で治療を受けた患者が在宅生活に復帰するためにリハビリを行う病院です。	
15	高野台運動場用地にできる病院は、どのような病院か。隣接の福祉園の利用者が発熱した時などは、そこで診てもらえるのか。	急性期の病院で治療を受けた患者が在宅生活に復帰するためにリハビリを行う病院です。また、在宅での療養が困難な患者が、長期で療養できる慢性期機能も有します。 福祉園の利用者に対しては、対応可能な範囲で必要に応じて医療を提供します。	
16	高野台にできる生活介護事業所の詳細は、いつ頃周知されるのか。通所バスの運行について、早く知らせてほしい。	令和4年度の開設を目途に準備を進めています。通所バスの運行方法については、現在事業者が検討しています。	
17	重度障害者グループホームの重度障害者とは、具体的にどのような方か。	食事、入浴、排せつ等に関して介護が必要な障害支援区分5、6程度の方と区分4の一部の方を想定しています。	
2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約			
18	旭丘の小中一貫教育校は、一体型にしてほしい。変形した土地であるため、学校として使い易い、管理し易い施設となると、余分なあるいは半端な土地ができるはず。そのような土地の利用について、地域の声を聞いて決めてほしい。	練馬区学校施設管理実施計画に基づき、旭丘小学校・旭丘中学校を改築し、施設一体型小中一貫教育校を設置します。あわせて周辺施設を複合化します。 新たな小中一貫教育校の設置に向けては、保護者、地域の代表、学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会や地域説明会などを通して、ご意見を伺いながら進めていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
19	学校教育法で定められた小学校、中学校のそれぞれの目的がある。自治体が「一貫校」として定めるのは、憲法26条、学校教育法に反する。他の自治体ではすでに一貫校計画がとん挫した所が多数ある。旭丘小、旭丘中学校の一貫校の計画をとりやめるべきである。	小中一貫教育の推進については、学校教育法等で制度上位置付けられており、区においても、練馬区小中一貫教育推進方針に基づき、すべての区立小・中学校で取り組んでいます。新たな小中一貫教育校の設置に向けては、保護者、地域の代表、学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会や地域説明会などを通して、ご意見を伺いながら進めていきます。	
20	旭丘小と旭丘中の一貫校の計画はとりやめ、小学校、中学校の特色を活かせる校舎に整備すると記載すべきである。	練馬区小中一貫教育推進方針に基づき、すべての区立小・中学校で小中一貫教育の取組を推進しています。新たな小中一貫教育校の設置に向けては、保護者、地域の代表、学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会や地域説明会などを通して、ご意見を伺いながら進めていきます。	
21	3学期制から2学期制に移行したが、他区の学校との足並みがあわず、数年後に戻した。小中学校の夏休みの5日間短縮も、2年で破綻した。場当たりの思いつきの施策だと子どもが犠牲になる。小中一貫教育は全国的に問題が浮上している。10年かけて再度検討する、と記述すべきである。	練馬区小中一貫教育推進方針に基づき、すべての区立小・中学校で小中一貫教育の取組を推進しています。今後も、練馬区教育・子育て大綱で掲げる学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実に向けて、小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践していきます。	
22	旭丘小中一貫校の計画と小竹小学校の廃校とは別の計画であり、小竹小を統合の対象からはずすこと。	新たな小中一貫教育校の設置については、児童生徒数・学級数の現況および将来推計を踏まえ、旭丘小学校と旭丘中学校を先行して、準備を開始します。小竹小学校は、今後の児童数の動向等を見定めつつ、引き続き、保護者や地域のご意見を伺いながら、検討していきます。	
23	栄町児童館の学童クラブは移転の対象になるのか。丁寧な説明と住民・利用者参加での検討などを時間をかけて行ってほしい。	栄町児童館学童クラブは、新たな小中一貫教育校の設置にあわせて学校内に移転する予定です。移転に向けては、児童館運営協議会や学童クラブの保護者会等を活用し、情報提供・意見交換を行っていきます。	
24	栄町敬老館利用者への説明は年末に1回のみで、利用者・区民との対話が不十分である。1か月余りの短期間に意見を募り、今年度中に決定というスケジュールは拙速すぎる。時間をかけて、方針の説明と敬老館のあり方などについて、住民参加で検討してほしい。	敬老館については、公共施設等総合管理計画において、改修や改築の機会をとらえて、街かどケアカフェ（可能な場合には地域包括支援センターを併設）への機能転換を図ることをお示ししています。機能転換により、高齢者のニーズを踏まえた機能の充実を図っていきます。今後新たな複合施設を整備するにあたっては、節目節目で説明を行い、ご意見を伺っていきます。	

No.	意見の概要	区の方考え方	対応区分
25	<p>栄町敬老館を閉鎖しないことを望む。閉鎖し、近くに代替を設ける場合は、今と同等の利用で風呂の利用が可能にしてほしい。新たな施設で風呂ができない場合は、近くの銭湯利用のサービス券を出してほしい。計画が具体化した時点で早めに説明会と意見交換会を開いてほしい。</p>	<p>高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。</p> <p>新たな小中一貫教育校の整備にあわせて移転・機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。</p> <p>区では65歳以上の方を対象に、公衆浴場を7回利用できる事業や、65歳以上でひとり暮らしの方・親族の同居がない方を要件として、1回100円の自己負担で52回利用できる事業を行っています。</p> <p>今後新たな複合施設を整備するにあたっては、節目節目で説明を行い、ご意見を伺っていきます。</p>	
26	<p>1人や2人暮らしの人の中には、風呂の無い家が多く銭湯に行けない人達もいる。また、生活の大きな比重になっている。栄町敬老館を継続してほしい。</p>	<p>高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。</p> <p>新たな小中一貫教育校の整備にあわせて移転・機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。</p> <p>区では65歳以上の方を対象に、公衆浴場を7回利用できる事業や、65歳以上でひとり暮らしの方・親族の同居がない方を要件として、1回100円の自己負担で52回利用できる事業を行っています。</p>	
27 ~ 36	<p>栄町敬老館と風呂を続けてほしい。 (ほか同意見 9件)</p>	<p>高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。</p>	
37	<p>地域包括支援センターができて相談はしない。なぜ栄町敬老館を廃止するのか。</p>	<p>新たな小中一貫教育校の整備にあわせて移転・機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。</p>	
38	<p>栄町敬老館は様々な事業が行われ、利用者が多い。家に閉じこもりがちな高齢者にとっては、救いの場として機能している。住民の生活を豊かにし、高齢者が元気に過ごせる中核として、存続を希望する。</p>	<p>浴室は、敬老館利用者全体の約4割の利用にとどまっており、利用者が固定されている傾向があるため、新たな機能へ転換します。</p>	
39	<p>栄町敬老館にはたくさんの行事、風呂があり、地域の方と友達になれる安心感がある。街かどケアカフェ、地域包括支援センターでは、敬老館の代わりにはならない。敬老館をなくさないでほしい。</p>		
40	<p>栄町敬老館について、風呂、カラオケ、その他体操行事をやめないでほしい。</p>	<p>浴室は、敬老館利用者全体の約4割の利用にとどまっており、利用者が固定されている傾向があります。</p>	
41	<p>栄町敬老館について、風呂、カラオケはなくさないでほしい。今のままで良い。</p>	<p>浴室利用者のアンケート結果では、利用の目的は「交流」が多くなっています。新たな複合施設に整備する街かどケアカフェは、世代を問わず広く地域住民が交流できる場です。敬老館の事業を参考に交流機能を充実していきます。</p>	
42 ~ 46	<p>栄町敬老館の風呂を続けてほしい。 (ほか同意見 4件)</p>		
47	<p>栄町敬老館の浴室は介護予防にも役に立っている。残してほしい。</p>		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
48	敬老館は高齢者に歓迎される施設である。街かどケアカフェは、事業内容が各々のカフェによって異なり、介護予防に力点がおかれ、多彩な事業が増えることは歓迎する。しかし、栄町敬老館は、浴室もあり、どこの町からも通える立地条件がある。旭丘小中一貫校に街かどケアカフェを設置しても、栄町敬老館は存続させてほしい。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。また、他の施設との複合化により、効率的な維持・更新を図るため、新たな小中一貫教育校の整備にあわせて移転・機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。	
49	栄町敬老館を今の場所で改築し、敬老館のままにする予定はないのか。		
50	栄町敬老館の機能は転換しても、カラオケはなくさないでほしい。	機能転換後の事業については、敬老館の事業を参考に交流機能を充実します。	
51	栄町敬老館利用者として工事の設計や建物整備について、意見を述べたい。	街かどケアカフェ、地域包括支援センターの整備にあたっては、節目節目で説明を行い、ご意見を伺っていきます。	
52	栄町敬老館について、街かどケアカフェを整備する場所が学校の敷地内では、運動会、部活、体育などでうるさく、一日中いることができなくなる。高齢者の状況を理解してほしい。	施設の運営に支障をきたさないよう、整備をしていきます。	
3 北保健相談所移転と周辺施設の集約			
53	春日町児童館と敬老館を複合化するとある。複合化しても、国の定める「児童館ガイドライン」に依拠して運営されないと、ガイドラインと真逆のものとなる。児童館と敬老館の特徴と性格を明記し、安易な複合化は避けるべきである。	春日町児童館を移転複合化した後も、引き続き「児童館ガイドライン」に沿った児童館運営を行います。敬老館は、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。	
4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編			
54	100年単位で考えると美術館にはもっと広い収蔵スペースが必要である。美術館にはおしゃれなレストランが併設されているのが一般的である。美術館が今の場所にあるのが適当かも含めて検討してほしい。	美術館再整備基本構想策定検討委員会の提言では、再整備後に必要な機能として、「収蔵庫の拡張」や「レストランやカフェなどの飲食サービス」等が挙げられています。この提言を踏まえ、現在の美術館の建物を活かしつつ、サンライフ練馬など周辺施設とあわせて拡張し、美術館を核とした街並みを実現することを目指し、基本構想を策定します。	
55	美術館はただの箱物を作るわけではない。それを踏まえて設計者を選んでほしい。	美術館の再整備にあたり、専門家の意見を伺いながら、設計者の選定方法を工夫していきます。	
56	他の自治体では民営化に伴い、郷土資料が処分されてしまった等、問題が発生している。中村橋駅周辺の美術館や図書館は、区民の財産を守る立場から、直営で管理運営を行うと明記すべきである。あわせて、社会教育施設を利用する住民の個人情報を厳守することを明記すべきである。	美術館および貫井図書館は、指定管理者制度を導入し、民間の知恵と経験を活用した管理運営を行っています。区は、指定管理者との協定において、美術作品および関連資料の管理ならびに個人情報の保護にかかる規定などを明記し、適正に管理しています。	
57	美術館、図書館、サンライフ練馬が共同で使えるような100人～150人規模の講演会、講座、映画鑑賞会場をつくってほしい。	美術館再整備基本構想策定検討委員会の提言では、再整備後に必要な機能として、講演会やワークショップに対応できる「多目的スタジオ」等が挙げられています。現在の美術館の建物を活かしつつ、サンライフ練馬など周辺施設とあわせて拡張し、美術館を核とした街並みを実現することを目指し、基本構想を策定します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
58	貫井図書館の改修について、美術館の再整備構想に引っ張られることを危惧する。公共図書館としての本来の目的を果たすことを最優先に考えて構想を策定するよう求める。計画ありきではなく、利用者やスタッフの意見も十分に聞き取ること。	令和2年度に「(仮称)これからの図書館構想」の検討に着手し、貫井図書館を含め、これからの図書館に求められる機能を整理します。それを踏まえて美術館と一体的に整備します。	
59	貫井図書館について、美術館と併設であるが、美術館の付属ではないので、独立性も尊重してほしい。		
60	貫井図書館に地場産業を紹介するコーナー、ボランティアの作業室、WiFiの使える個人席、予約なしで談話ができるコーナーまたは部屋をつくってほしい。		
61	貫井図書館の建設懇談会を組織してほしい。	令和2年度に「(仮称)これからの図書館構想」の検討に着手し、貫井図書館を含め、これからの図書館に求められる機能を整理します。それを踏まえて美術館と一体的に整備します。施設の改修のため、建設懇談会を組織する予定はありません。	
62	サンライフ練馬の管理者を交え、利用者の意見を聴く場を開催し、区民に寄り添って機能を検討してほしい。今まで以上に区民にふさわしい施設として、充実させるよう努力してほしい。形式的な意見聴取で終わらせないでほしい。	サンライフ練馬は、美術館の拡張によるスペースの活用を見据え、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	
63	来年度以降、サンライフ練馬について、説明を受ける場があるのか。		
64	サンライフ練馬のトレーニング室をなくさないで美術館の設計をしてほしい。生活習慣病や精神疾患の予防には、身近に運動の場が必要である。民間のスポーツジム等は、パート収入では負担できない。設計予定図をサンライフ練馬に張るなど周知して、再度意見を募ってほしい。区民の判断材料が少なすぎる。		
65	サンライフ練馬について、人生100年時代、70歳またはそれ以上に勤労者として働くことが国家的使命ともなっている。誰もが生きがいを持って健康を維持できる仕組みや施設が必要である。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
66	<p>区政改革推進会議でサンライフ練馬は、「当初の目的と利用の実態があっていない」とされた。サンライフ練馬は東京中高年齢労働者福祉センターの位置づけである。高齢者イコール就業者であることが、増えることが予測される。「第2次みどりの風吹くまちビジョン」では、区民すべてが住み慣れた地域で、生き生きと生活、交流、学び、活動、運動の機会を持つことを推奨している。サンライフ練馬は、若い方、障害者、要介護・支援の方、介護で疲れている家族も多く利用している。地域で果たしている役割を良く調べ、時代の要請に見合った機能の整備を検討してほしい。</p>	<p>サンライフ練馬は、美術館の拡張によるスペースの活用を見据え、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。</p> <p>節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。</p>	
67	<p>サンライフ練馬では会議室が安価で利用でき、使いやすく、地域と交流ができています。食堂や講座、運動できる場の状態を維持してほしい。美術館の充実が必要であるが、サンライフ練馬を縮小しないでほしい。</p>		
68	<p>サンライフ練馬のトレーニング室は、利用料が安く利用者が多いので、残してほしい。</p>		
69	<p>サンライフ練馬のトレーニング室を存続してほしい。駅近だから有難い。年金生活者の高齢者には民間のジムは高額である。</p>		
70	<p>サンライフ練馬のトレーニング室は、高齢者だけではなく、学生、勤労者の利用者もいる。中村南スポーツ交流センターは、中村橋から遠く、仕事終わりには利用しづらい。トレーニング室も狭く、大人数でストレッチ体操をやるスペースもない。民間のトレーニングジムは、利用料金が安い。区民の体力増進、健康増進のためにも存続してほしい。</p>		
71	<p>医療・介護保険の利用者を増加させない仕組みとして、介護予防が重視されている。その意味でサンライフ練馬をより充実させる必要がある。個別のプログラムを作成支援するプロの常駐、幅広い運動メニュー、機器拡充、プログラムの開発、ストレッチの場の拡充、認知症予防に資する運動の検討、利用者同士の交流や栄養・運動・医療の専門職の指導の場づくりをしてほしい。</p>	<p>現在のサンライフ練馬は、勤労者福祉の向上を図ることを目的とした施設として、体操など健康に資する事業を実施しています。介護予防を目的としたプログラムは、引き続き、街かどケアカフェや敬老館等で実施していきます。</p>	
72	<p>サンライフ練馬で、素案への意見提出等について質問したところ「区民から意見をもらう段階ではない」という対応だった。取組について正確な情報提供をするよう管理者に指導してほしい。</p>	<p>指定管理者には改めて、本計画（素案）の内容および区民意見反映制度について周知し、適切な対応をとるよう指導しました。</p>	

No.	意見の概要	区の方考え方	対応区分
5	練馬春日町駅周辺施設の統合・再編		
73	<p>春日町南地区区民館は、現在の場所で引き続き運営を行ってほしい。青少年館に統合すると、幹線道路を超え、歩道のない道路を歩くことになる。利用頻度の低下が予想される。</p> <p>風呂は一人暮らしや夫婦のみの高齢者にとって、安心して入浴できる役割を担っている。統合により、風呂がなくなることが危惧される。統合して大きな施設になると部屋数が増え、高齢者は戸惑うこともあり得る。</p> <p>春日小学校の児童が放課後を過ごしてきた施設であり、統合されると学区域外になり、利用しにくくなる。統合により、館庭がなくなることが心配である。</p> <p>震災時の一時避難所にもなっている。統合により移転したら、近隣住民は頼る施設を失う。</p>	<p>練馬春日町駅周辺施設の各施設は、大規模改修が必要な時期となっています。統合・再編や機能転換については、各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、必要な機能は維持しつつ、新たな区民ニーズに応える活用を検討していきます。節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。</p> <p>高齢者や乳幼児の親子の居場所として、街かどケアカフェや子育てのひろばを増やす取組を、民間団体と協働で進めています。</p>	
74	<p>春日町南地区区民館は児童開放も大きな事業である。春日小学校の子どもが放課後を過ごしてきた。青少年館に統合する場合、学区域外になり、幹線道路を越えて行かなければならず危険が伴う。利用頻度は下がり、利用できなくなる児童も多く出てくる。体力低下が問題視され、安全に思いきり体を動かせる館庭も貴重な場所である。現在の場所で運営してほしい。</p>		
75	<p>春日町駅周辺施設の統合・再編について、区民の声を集めて施策したのか。新たな区民ニーズとは何か。施設の効率化として、やらねばならないという一方的な計画ではないのか。計画を立てる前に、区民の声を聞いてほしい。腹案があるならば明らかにしてほしい。単なる統合ならば、収容力、部屋数などに問題があるので、中止を希望する。3施設の老朽化は、改築・改修等で、使用効果を向上してほしい。</p>		
76	<p>練馬春日町駅周辺施設の統合・再編について、地域の施設は小さくても、数が多いことが大事である。高齢者、障害者、子ども連れなどにとっては300メートル遠くなれば、利用がしづらくなる。災害時の避難所としても身近に施設が存在することが重要である。いまの場所、施設のまま存続してほしい。</p>		
77	<p>練馬春日町駅周辺施設の統廃合により、高齢者や障害者、子ども連れにとって、施設までの距離が遠くなると利用がしづらくなる。誰もが安心して利用し、互いの関係性ができ、コミュニティづくりの役割を果たしている。災害時等の避難場所としても、公共施設は身近に存在することが重要である。現在の施設を活用し、改修を行いながら、存続を強く望む。</p>		
78	<p>素案の白紙撤回を求める。練馬春日町駅周辺施設の統合・再編について、サービスを低下させず、複合化ではなく、きめ細かく数多く現状維持以上の計画を立ててほしい。高齢者が健康を維持するには手軽に利用できるように配置されることが必要である。施設配置の最適化には、施設を増やす意図は見えない。区民ニーズ、利用状況などで施設を必要とする弱者だけでなく、予備軍も切り捨てられる。施設がなくなれば外出し、他人と関わり合う機会も減り、健康に良いはずがない。正規職員を増やし、サービスの向上を図ってほしい。</p>		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
79	施設を統合し、減らすことに反対である。各施設の利用状況を把握しているのか。春日町地域集会所、南地区区民館は、多くの方が活発に活動を行っている。利用したい日時に、予約することが困難な場合が多くある。身近なところに施設を増設してほしい。	練馬春日町駅周辺施設の各施設は、大規模改修が必要な時期となっています。統合・再編や機能転換については、各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、必要な機能は維持しつつ、新たな区民ニーズに応える活用を検討していきます。節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	
80	各施設の利用状況等を把握しているのか。春日町地域集会所、南地区区民館、春日町青少年館は、多くの方が活動を活発に行っており、予約が困難なこともたびたびある。それほど活用されている施設の統廃合など論外である。むしろ現施設の部屋やひろばを増設してほしい。	高齢者や乳幼児の親子の居場所として、街かどケアカフェや子育てのひろばを増やす取組を、民間団体と協働で進めています。	
81	春日町周辺施設の統合は令和2年度までが検討期間である。検討会議を公開し、区民参加を求めること、説明会を実施することを要望する。	節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	
82	春日町青少年館は独自の目的を持ち、青少年を対象とした独自の講座・催し物を実施している。なぜ、全く目的の異なる施設と統合する方向が出されたのか。青少年館は他に南大泉青少年館しかないの、他地域にも建設する必要がある。	練馬春日町駅周辺施設の各施設は、大規模改修が必要な時期となっています。統合・再編や機能転換については、各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、必要な機能は維持しつつ、新たな区民ニーズに応える活用を検討していきます。節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	
83	春日町周辺施設の統合方針には反対である。計画を白紙に戻し再検討してほしい。春日町青少年館は独自の目的を持ち、青少年を対象とした独自の講座・催し物を実施している。なぜ、全く目的の異なる施設と統合する案が出されたのか説明してほしい。青少年館は他地域にも建設する案の検討をしてほしい。目的の定まっていない相当額の剰余金を活用してほしい。	青少年館は児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能と今後のあり方を検討していきます。	
84	春日町青少年館は、水害時の避難場所としては指定されていない。避難場所としても活用できるように改修してほしい。災害時の避難場所は、居住地に近接していることが必要である。	降雨状況や地域ごとの河川の氾濫・浸水害や土砂災害の危険性に応じて、優先度をつけて指定した区立施設を水害時の避難所として開設することとしています。指定にあたっては、区内全域に立地する地区区民館や地域集会所を基本としています。春日町青少年館の近くには、春日町地域集会所や春日町南地区区民館があるため、春日町青少年館は指定していません。	
85	春日町青少年館は水害時の避難場所としては指定されていないが、避難場所としても活用できるように改修してほしい。		
86	青少年館について、今年の新成人は約7,600名という中で、若者を支援する目的の場所は必要と考える。青少年館の機能を充実させてほしい。施設の検討、運営に若者が参画できる会議体の設置を要望する。	青少年のニーズや青少年を取り巻く社会生活上の課題への必要な取組等を考慮し、検討していきます。	
87	改修・改築に伴い青年学級の今後はどうなるのか。	今後、節目節目で説明し、ご意見を伺いながら、青少年館の機能や改修・改築を検討していきます。	
88	春日町青少年館の改修等に伴い、児童劇団の今後はどうなるのか。		
89	春日町青少年館の改修等に伴い、ねりま若者サポートステーションの事務所の場所はどうか。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
第3章 区立施設改修・改築等実施計画			
1 施設種別ごとの取組			
90	石神井庁舎の建物・敷地は区民の財産である。民間の儲けの対象にせず、福祉や社会保障に役立つように、区の責任で管理・運営、活用すると明記すべきである。	区民サービスの向上、施設整備や維持・運営コストの削減や効率化、持続可能性等の観点から、民間の資金・ノウハウを活用することが効果的な場合は、民間活力の活用についても検討します。	
91	文化・生涯学習施設について、社会教育法に基づいて運営される施設であることを明記し、改修にあたっては、学習を促進できる環境を整備する視点から進めると明記すべきである。	区立施設は区の設置条例で定める目的に沿って運営しており、条例を踏まえて改修・改築を進めます。	
92	前の文化センターの大規模改修では、1年以上使用できずに迷惑だった。一定期間使用できなくなることは、大きな影響を与える。工事規模を早めに明らかにし、活動をできる限り狭めない短期間の工事にしてほしい。工事期間ありきではなく、工事終了後には速やかに再開してほしい。工事中もどちらかのホールが使用できる計画を作ってほしい。長期間に全面的な閉館を取らざるを得ない場合は、代替施設の確保も必要ではないか。	文化センターは、天井改修に伴い音響・舞台設備等の更新を予定しています。適切な工期・体制を整えられるよう準備を進めます。閉館期間などについては、早期に周知できるように努めます。	
93	生涯学習センターは、社会教育法に基づき、「練馬区立公民館」と名称を元に戻すべきである。	練馬公民館は、平成24年度に社会教育法に基づく施設としての位置づけを見直し、名称を「生涯学習センター」に変更しました。生涯学習の中核的役割を担う施設として運営しています。	
94	田柄・北町地区には図書館がなく、光が丘・平和台図書館にどちらも徒歩30分以上かかる。半分の距離で歩いて行くことができる所にもう一か所作ってほしい。練馬駅周辺の図書館間の距離に比べると、この地区は少なすぎるので不公平である。	図書館までの距離がある地域には、図書館資料受取窓口を設置しています。北町地区には、北町地区区民館（北町2丁目）内に受取窓口を設置しました。	
95	練馬図書館について、1階平面の移動で済み、使い勝手を優先した建築をお願いしたい。面出し展示が多くできるような棚、新聞・雑誌閲覧コーナーのソファ、対面朗読室、ボランティアの作業室、備品置きスペース、WiFiの使える個人席、予約なしで談話ができるコーナーまたは部屋をつくってほしい。	令和2年度に「（仮称）これからの図書館構想」の検討に着手し、練馬図書館を含め、これからの図書館に求められる機能を整理します。それを踏まえて改修していきます。	
96	練馬図書館の建設懇談会を組織してほしい。	令和2年度に「（仮称）これからの図書館構想」の検討に着手し、練馬図書館を含め、これからの図書館に求められる機能を整理します。それを踏まえて改修していきます。 施設の改修のため、建設懇談会を組織する予定はありません。	
97	総合体育館について、改築の検討に区民は参加できるのか、意見が反映されるのか。基本計画を作っているが、オリンピックで延期になったまま何も説明がない。区民参加の検討がどうかわかるような表現にすべき。	様々な機会を捉えて、区民の皆様のご意見を伺いながら検討を進めていきます。	
98	総合体育館の改築については、総合型地域スポーツクラブ（SSC）の意見も聞いてほしい。		
99	総合体育館の計画を早急に推進するよう要望する。50mプール建設案も検討してほしい。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
100	石神井松の風文化公園にテニスとサッカーができる施設を整備してほしい。テニスについては、大会が可能な規格のコートを整備してほしい。また、バスの乗降にも対応した通路等を整備してほしい。	施設整備内容については、区民ニーズを踏まえて、様々な角度から検討を進めていきます。	
101	石神井松の風文化公園のスポーツ施設整備について、石神井松の風文化公園の庭球場の抽選倍率が他のコートに比べて高いため、その緩和を促し平等化を促進するため、テニスコート（全天候型、コート間隔5m）を新設してほしい。		
102	石神井松の風文化公園のスポーツ施設整備について、現在のA～Fコートの間隔が3.6mであり、隣のコートに入り込む危険な状態であるため、新たなテニスコート新設時に合わせて増幅改良してほしい。		
103	石神井松の風文化公園のスポーツ施設整備について、テニス以外の競技、例えばフットサルとの共有コート案も考慮してほしい。		
104	石神井松の風文化公園整備に当たって、夜間閉鎖などが住民から要望されたとのことであるが、本来公園とは、常時開かれていることが望ましい。開園から数年経過しているので、改めて区民の声を聴き、運営方法の検討を要望する。	石神井松の風文化公園の開園時間は、閉鎖管理をしてきた過去の経過を踏まえ、園内の貴重な自然環境を保全するとともに、地域の安全・安心に配慮するため、園内のスポーツ施設にあわせた運営時間としています。	
105	サンライフ練馬と勤労福祉会館は、様々な社会教育団体が利用する施設である。「社会教育団体も利用できる施設として改修を行う」と記載すべきである。	サンライフ練馬と勤労福祉会館は、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。	
106	サンライフ練馬は、運動や勉強会、交流会等、有効に活用されている。美術館を拡張するために公園やサンライフ練馬をなくすことは、住民にとって大変な損失である。住民の声を聞きながら、住民のための区政を行ってほしい。勤労福祉会館も同様で、映画などもできるし、運動もできる。なくすことはやめてほしい。子どもも大人も利用できる施設をなくさないでほしい。	サンライフ練馬と勤労福祉会館は、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	
107	H25年とH30年の利用者数を比べると、勤労福祉会館もサンライフ練馬も増加している。トレーニング室は、勤労福祉会館の利用者の21.9%、サンライフ練馬の利用者の41.9%を占めている。これだけ利用されている施設の機能の見直しは必要ない。利用者からは、駅に近い、利用方法が簡素、安く運動ができる、年金暮らしで民間ジムに通えない、ストレッチで腰痛が良くなったので通っている、専門性を持ったトレーナーが配置、トレーナーが明るく親切、機器が適切、利用者本位の運営がされている、ストレッチなどのプログラムが曜日ごとに異なり工夫されている、レストランや図書館、美術館、公園などと一体的にあり利便性が良い、などの声を聞いた。トレーニング室の増加要因をしっかりと分析し、区民ニーズを把握してほしい。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
108	サンライフ練馬・勤労福祉会館の見直しを理由に縮小や廃止に反対である。利用者の意見を聞くことを求める。「みどりの風吹くまちビジョン」の「自ら健康づくりに取り組めるまちの実現」にどのように関わるのか。全部自費でやれと言うことか。若者もいつかは高齢者になる。高齢者を抱えた若年層の方もいる。丸ごと考えた施策を望む。	サンライフ練馬と勤労福祉会館は、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。 節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。 出張所の跡施設の活用や民間団体と協働で、街かどケアカフェを設置するなど、健康づくりや介護予防の場を広げています。	
109	勤労福祉会館に、エレベーターを設置してほしい。	大規模改修にあわせて、設置する予定です。	
110	勤労福祉会館の大会議室のエアコンは、ONとOFFしかない。温度調整ができず不便である。	大規模改修にあわせて、改善に努めていきます。	
111	勤労福祉会館のトイレについて、大規模改修を待たずに洋式便座を増やしてほしい。	和式便器の需要も考慮しながら、順次取り替え工事を実施しています。	
112	大規模改修が行われていない区立保育園が多数存在する。現場の状況を調査し、早急な大規模改修を求める。	職員による現場状況調査に加え、法令に基づき専門家による施設点検も実施しています。各施設の状況を踏まえ、計画的に大規模改修に取り組んでいきます。	
113	保育園の大規模改修と改築の工事の優先順位について説明してほしい。工事の実施園は、民間委託園か委託予定園である。築年数の古い老朽化の目立つ直営園もある中で、優先順位に偏りはないのか。区立60園の園舎の状況を、学校施設のように建築年数と耐震強度を一覧とした上で説明してほしい。	保育所の改修・改築工事は原則として築年数をもとに実施していますが、耐震化のために、工事を先行した施設もあります。また、工事に際して必要となる仮運営場所の確保状況によって実施時期が前後する場合があります。 建物の耐震化は、すべての保育所で完了しています。新耐震基準以前に建設された施設の耐震強度一覧は、区ホームページ「区立施設の耐震化の状況について」で公開しています。	
114	貫井第二保育園の工事が8年も遅れた理由を説明してほしい。計画では、2012年に大規模改修をすませると同時に準備委託を開始する内容だった。当時、区は「老朽化のために必要である」と主張されたようである。東日本大震災の影響で工事がかなわず、旧園舎で委託が開始されると、以降は他園の工事を優先してきた。区が主張する「老朽化」に疑問がある。工事は委託をスムーズにするためではなく、子どもたちの安全を第一に優先して行うべきである。	貫井第二保育園の大規模改修工事については、東日本大震災の影響で延期となり、その後、区立施設の耐震化を優先して進めました。貫井第二保育園は、新耐震基準の施設で耐震性が確保されていることから、大規模改修工事の再開まで時間を要しました。	
115	貫井第二保育園の改修と上石神井第三保育園の改築により、床面積や年齢別定員がどうなるか明記すべきである。	本計画（素案）は、改修・改築等の年度別取組をお示しするものです。改修・改築後の床面積や定員等は、施設ごとに適宜、公表します。	
116	「学童クラブを小学校内に設置する際には早期に『ねりっこクラブ』への移行を進めます」との記載は削除し、待機児童が発生している地域から、区の責任で、生活の場となる「学童クラブを増設します」と記載すべきである。	ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。 ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。	
117	学童クラブとひろば事業は違うものである。学童保育は子ども達の生活の場である。ねりっこクラブではなく、生活の場としての学童クラブを増設すると明記すべきである。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
118	ひろば事業を担う学校応援団の意向を尊重し、合意を得たうえでねりっこクラブへの移行を進めること。	ねりっこクラブへの移行にあたっては、学校応援団や地域の皆様のご理解とご協力が不可欠です。学校応援団の意向を十分に尊重しながら、丁寧に話し合いを重ね、ねりっこクラブ化を進めています。	
119	学校の改築を進めるにあたっては、40人規模の学童クラブ専用室を2部屋、ひろば専用室を1部屋確保してほしい。	ねりっこ学童クラブは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき運営しています。学校内に学童クラブに必要な専用区画を確保するとともに、機能が異なるひろば事業を実施するための教室も確保し、一体的に運営していきます。	
120	子ども家庭支援センター分室の新設にあたり、子育て支援の活動に取り組むさまざまな団体との連携を検討すべき。	新たなセンター分室の設置にあたっては、利用者や子育て支援団体のご意見も伺いながら、検討していきます。	
121	国が改定した児童館ガイドラインでは、児童館は子どもが遊びに訪れる場から、生活の場として、年齢に応じた成長を保障する場と位置づけた。改築しても、運営が旧態依然の状態では駄目である。国の「改定・児童館ガイドラインに基づき」と明記すべきである。	ガイドラインの改定時に、全児童館長および館職員へ周知しています。児童館ガイドラインに基づき、地域における子育て支援の拠点として機能を強化しています。	
122	国の児童館ガイドラインが改定されたことを知らない施設長がいる。国のガイドラインに基づいて運営する、児童館館長に研修を行う、と明記すべきである。そうしないと施設が新しくなっても区民にとって有効活用できない。		
123	中村敬老館を機能転換することに反対である。地域施設を中学校区に1か所程度に統合再編するとしているが、各施設の地域における役割は違う。高齢化社会の中で地域には益々重要で必要な施設である。敬老館の地域の中で果たしてきた役割、これから果たす役割は多大である。無くすことはあり得ない。街かどケアカフェ、地域包括支援センターも地域には重要な施設である。機能の違う敬老館と二者択一を迫るのではなく、新設すべきである。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。 中村地域は、担当する地域包括支援センターから離れた地域となっています。このため、中村敬老館を機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。	
124	中村敬老館を地域包括支援センターと街かどケアカフェに機能転換する必要はない。敬老館を続けてほしい。		
125	中村敬老館の教養室を街かどケアカフェにして、敬老館はこのまま残すことはできないのか。		
126	中村敬老館の風呂を楽しみに利用している方がいる。風呂の廃止をどのように考えているのか。一人暮らしの方たちをどう思っているのか。	浴室は、敬老館利用者全体の約4割の利用にとどまっており、利用者が固定されている傾向があるため、新たな機能へ転換します。 区では65歳以上の方を対象に、公衆浴場を7回利用できる事業や、65歳以上でひとり暮らしの方・親族の同居がない方を要件として、1回100円の自己負担で52回利用できる事業を行っています。	
127	中村敬老館の廃止について、区議会で決定しているのか。	中村敬老館の廃止は、施設の設置について定めた練馬区立敬老館条例の改正が議会で議決されたうえで、決定します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
128	中村敬老館の機能転換で、カラオケ、お風呂、囲碁、将棋、麻雀を無くさないでほしい。	浴室は、敬老館利用者全体の約4割の利用にとどまっており、利用者が固定されている傾向があります。 浴室利用者のアンケート結果では、利用の目的は「交流」が多くなっています。機能転換により整備する街かどケアカフェは、世代を問わず広く地域住民が交流できる場です。敬老館の事業を参考に交流機能を充実していきます。	
129	機能転換後も中村敬老館で実施している事業を続けてほしい。	機能転換後の事業については、敬老館の事業を参考に交流機能を充実します。	
130	中村敬老館のお風呂はいつまで使えるのか。	工事開始にあわせて敬老館を廃止する予定です。令和2年度に設計を行い、令和3年度に工事を行う見込みです。	
131	中村敬老館の周辺で公衆浴場が何処にあるか。	公衆浴場は中村北と中村南に1か所ずつ、豊玉中と豊玉北に1か所ずつあります。	
132	中村敬老館の機能転換に伴う、改修工事では、老人クラブの会員による会議やクラブ活動に利用できる会議室を複数設置してほしい。	老人クラブの活動状況や街かどケアカフェの利用範囲を踏まえ、改修工事の設計の中で検討していきます。	
133	中村敬老館の2階の児童館の音が聞こえるので改修の時は、天井を強化してほしい。	改修工事の設計の中で検討していきます。	
134	中村敬老館の機能転換後も、現在の敬老館の委託事業者を継続してほしい。	新たな地域包括支援センターおよび街かどケアカフェは、社会福祉法人等に委託して運営する予定です。委託法人はプロポーザル方式により最も優れた企画提案を行った事業者を選定します。	
135	街かどケアカフェは練馬高野台駅にあるので、高野台敬老館は機能転換する必要がない。継続してほしい。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。 高野台敬老館周辺や谷原地域を管轄する地域包括支援センターは、管轄エリアの外にあります。このため、高野台敬老館は老朽化に伴う改修にあわせて機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。	
136	高野台敬老館の風呂は残してほしい。	浴室は、敬老館利用者全体の約4割の利用にとどまっており、利用者が固定されている傾向があります。 浴室利用者のアンケート結果では、利用の目的は「交流」が多くなっています。機能転換により整備する街かどケアカフェは、世代を問わず広く地域住民が交流できる場です。敬老館の事業を参考に交流機能を充実していきます。	
137	高野台敬老館はいつまで利用できるのか。	工事開始にあわせて敬老館を廃止する予定です。令和3年度に設計を行い、令和4年度に工事を行う見込みです。	
138	街かどケアカフェに機能転換をしても、高野台敬老館で行っている囲碁・将棋、歌、ゲームなどを続けられるようにしてほしい。また、工事による閉館中はどこで活動できるのか。	機能転換後の事業については、敬老館の事業を参考に交流機能を充実します。 閉館中は近隣で利用できる区立施設をご案内します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
139	高野台敬老館に隣接する生涯学習センター分館を利用して、囲碁・将棋、カラオケなどを行わせてほしい。	機能転換後の事業については、敬老館の事業を参考に交流機能を充実します。	
140	高野台敬老館の周辺に入浴できる施設は何か所あるか。	南田中敬老館、三原台敬老館、はつらつセンター光が丘、旭町南地区区民館、貫井地区区民館に入浴施設があります。また公衆浴場は、貫井、三原台に1か所ずつあります。	
141	高野台敬老館について、北保健相談所の移転のような新規施設の整備であれば、設計図面を見せてほしい。	現在の建物を利用して、地域包括支援センターと街かどケアカフェに改修する工事を行います。設計は令和3年度に行う予定です。	
142	計画素案には反対である。高齢者の集う場所を取り上げることになる。高齢者を切り捨てることが良いのか。活用法も考えてほしい。	高齢化の進展に伴い、身近な地域での医療・介護の相談ニーズが高まっていることから、地域包括支援センターや、交流・介護予防ができる街かどケアカフェを整備する必要があります。 敬老館は大規模改修等の機会をとらえて機能転換し、敬老館が担ってきた交流や介護予防の機能に加え、医療や介護に関する相談機能を充実・強化していきます。	
143	すでに開設されている街かどケアカフェは職員に見られている雰囲気があるため、敬老館のほうが利用しやすい。また、元気な高齢者は相談の必要はない。	街かどケアカフェでは、自由な交流の場、様々な事業に加え、気軽に健康相談等に応じられるよう、保健師等の専門職を配置しています。ご意見を参考に、利用しやすい雰囲気づくりに努めていきます。	
144	街かどケアカフェは年齢制限がない。高齢者と子どもと同じスペースでは利用しづらくなる。	街かどケアカフェは、高齢者を中心に気軽に集い、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康相談できる地域の拠点です。こうした事業が円滑に行えるよう努めていきます。	
145	他の敬老館も、機能転換するのか。	本計画では4つの敬老館を改修・改築にあわせて機能転換することとしています。その他の敬老館も大規模改修等の機会をとらえて、街かどケアカフェ等への機能転換を検討します。	
146	常設型の街かどケアカフェをもっと増やしてほしい。	敬老館や地区区民館などの区立施設の改修や改築等の機会をとらえて、常設型の街かどケアカフェに機能転換します。	
147	敬老館の機能転換により、畳を無くしてしまうのか。椅子に座って転ぶことがある。高齢者は危ない。座布団の方が良い。	畳や床に座ることが負担であるとのことのご意見を多くいただいています。街かどケアカフェでは土足でご利用いただけるようにします。転倒を防止するため、設置する椅子の形状等に配慮します。	
148	公衆浴場は昼からは入浴できない。高齢者に3時30分から行けと言うのは酷である。	はつらつセンターは、午後1時から入浴できますので、利用をご検討ください。	
149	はつらつセンターなど入浴施設は、区報に掲載されているのか。	敬老館やはつらつセンターは、わたしの便利帳や高齢者の生活ガイド、区ホームページ、区報で案内しています。	
150	心身障害者福祉センターの大規模改修では、他区の例にあるように、障害者が必要な医療も受けられる総合相談窓口となるような構想はあるか。	心身障害者福祉センターの大規模改修に伴い、総合相談窓口を設ける予定はありません。周辺施設である美術館の再整備やサンライフ練馬の今後のあり方を踏まえて、改修内容を検討します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
151	地区区民館と地域集会所は、住民が学ぶ場、学習を促す場として大事な役割を担っている。社会教育団体が利用する施設として、施設環境を整備すると明記すべきである。	地区区民館、地域集会所は、地域住民の交流・自主的活動を支援するために設置している施設です。 今後、特に地区区民館については、社会状況の変化に伴う区民ニーズ等を踏まえ、改修・改築等の機会をとらえて、街かどケアカフェや子育てのひろばの設置など、機能の見直しを検討します。	
2 学校施設および区立施設の長寿命化			
152	長寿命化により、事故等が起きたら元も子もない。方法論も必要だが、それ以前に事故が起きないようにどうすべきかということが、大前提だと思う。	学校や区立施設は、耐震性を確保しています。施設管理者による日々の点検のほか、専門家による法定点検等を実施しています。 点検結果も踏まえ、設備等も含めた建物の状況を確認し、長寿命化を判断します。	
153	長寿命化について、長期的に考えると、建替えた方が低コストになることもある。判断する場合は長期的な視点を持って考えてほしい。	長寿命化改修は、改築とのコスト比較、将来的な施設の活用見込み等も含めて検討し、判断します。	
154	学校の長寿命化について、コンクリートの状況等で長寿命化の判断をすることもわかるが、教室が足りない、体育館が2階にあるなど学校の現状も踏まえて、判断してほしい。	施設の躯体状況に加え、児童生徒数の動向、避難拠点としての役割など、様々な要素を総合的に考慮し、施設ごとに長寿命化または改築を決定します。ご意見を踏まえ、長寿命化または改築の進め方を追記します。	
155	長寿命化の対象校であっても、設備の老朽化状況の調査結果によっては、改築も視野に入れること。	点検結果も踏まえ、設備等も含めた建物の状況を確認し、そのうえで、改築する学校は、児童生徒数の動向、避難拠点としての役割などの様々な要素を総合的に考慮し、判断します。	
156	大泉第二小学校の改築を希望する。児童数の増加により教室不足が生じている。会議室や応接室等での少人数授業を行っている。学童クラブの待機児童が増加する中で、ひろば事業を週1回しか実施できていない。PTAの会議等も場所や日時が制約されている。「選定の基本に関わらず改築を実施する学校」の「児童生徒数の急増等に伴い、教室確保のために改築が必要な学校」に該当する。 体育館が2階にあり、避難拠点としては適していない。「改築実施校選定にあたり考慮する項目」の「体育館が2階以上にある等、避難拠点を運営する上での課題の有無」に該当する。 近隣学校から越境入学したいという潜在需要もある。「考慮する項目」の「学校の適正配置」に該当する。	改築する学校は、建築年数・長寿命化の適否に加え、児童生徒数の動向、避難拠点としての役割などの様々な要素を総合的に考慮し、判断します。	
157	大泉第二小学校の体育館が2階にあることで、避難拠点としての課題がある。その影響で空き教室が少ない状況にもなっている。早急に改修あるいは改築してほしい。スケジュールはいつ頃出るのか。	改築する学校は、建築年数・長寿命化の適否に加え、児童生徒数の動向、避難拠点としての役割など、様々な要素を総合的に考慮し、順次、選定・公表します。 改築実施校の選定状況を踏まえ、長寿命化改修をする学校を令和2年度以降、概ね1、2校程度、順次、公表します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
158	小竹小学校は安全が担保できるのか。東日本大震災の際は、帰宅困難者等の緊急避難先ともなった。長寿命化計画を進めるのであれば、本当に安全か、専門家による説明会を実施してほしい。全面改築すべきではないか。新たな小中一貫校と複合施設との役割分担をし、ファミリーや、お年寄りのための役割、帰宅困難者の避難拠点など地域密着で必要な役割をあわせた、中規模の複合的な施設化を図る必要がある。これらは全面リモデルでも計画できるはず。外観を含む施設内部、機能の刷新のための全面改修をするべきである。小中一貫校だけでは果たせない複合的な役目・機能を持たせる、全面リモデル計画を旭丘小中一貫校計画と同時期に実施してほしい。	小竹小学校を含むすべての学校施設は、耐震改修工事により、法定基準を上回る構造耐震指標（I s 値）となっています。また、日常点検、法定点検を行い、不具合の兆候を把握し、随時、必要な改修を行うことで、施設の安全性を確保しています。 今後、改築や長寿命化改修を行う学校を順次選定し、公表します。 長寿命改修の内容は、各学校の施設状況を踏まえて検討します。 改修等を行う際には、学校等を通じて情報提供や周知を図っていきます。	
159	小竹小が長寿命化の計画に入っているが、一番古い学校であり、一刻も早い改修が必要である。	改築や長寿命化改修を行う学校を順次選定し、公表します。	
3 跡施設・跡地の活用			
160	春日町児童館・敬老館の跡活用は、区の責任で、福祉や暮らしに役立つ視点から計画すると明記すべきである。区民の財産を民間に譲渡することは絶対しないと明記すべきである。	跡地の活用は、区民ニーズに応える有効活用を十分検討したうえで、有効活用が見込めない場合は、貸付や売却を行い、他の施設の改修・改築費用等の財源などとして活用します。	
161	光が丘病院で医療措置の必要がなくなった人で、自宅療養が無理な人の転院先が少ない。リハビリをしながら、定期的な医者診療も受けられる療養できる施設にしてほしい。	移転後の跡施設は区民全体の貴重な財産であることから、有識者や区民の皆様、区議会のご意見を伺いながら、最も効果的な活用方法を検討していきます。	
162	光が丘病院跡地の活用について、民間事業者への委託による、銭湯事業地としてはどうか。光が丘公園の利用者・住民からのニーズは高いと思う。清掃工場から出る熱をうまく利用する仕組みで運営できれば、みどりのまち練馬のコンセプトにも合うと思う。	移転後の跡施設は区民全体の貴重な財産であることから、有識者や区民の皆様、区議会のご意見を伺いながら、最も効果的な活用方法を検討していきます。 なお、現在の地区計画において銭湯は建築できない建物になります。	
4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設			
163	民営化した特別養護老人ホームについての記述は削除すべきである。区の施設は最後まで区が責任を負うべきである。財政的視点からのみの発想は、質の低下を招き、区民の命を奪うことにつながる。高齢者や子どもが利用する施設は、命を優先すると明記すべきである。	区立施設であった4つの特別養護老人ホームは、平成23年度に練馬区社会福祉事業団に運営を移管し、以後事業団自らの責任・創意工夫によりサービス内容を充実してきました。 施設維持管理についても、事業団の主体性を高めることで、施設サービスの向上を図ることができると考えています。	
164	社会福祉事業団に相談すると、紹介先は民間企業ばかりである。介護老人保健施設などの公共施設を充実させてほしい。	介護保険施設等については、現在多くの民間事業者がサービスを提供しており、区が直接サービスを提供する必要は低いと考えています。 区は特別養護老人ホーム等の民設民営による整備を進めるとともに、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保しています。	

No.	意見の概要	区の方考え方	対応区分
5	区立施設マネジメントの推進		
165	<p>公共施設等総合管理計画は、大型商業施設の誘致と地域性破壊の民営化ありきの印象しかない。老朽化なら保全、補修すれば良い。区民の活動の場、憩いの場などの地域に根差した施設が統合により減らされ、遠距離になる、使用基準が厳しくなる、利用料金が上昇することが危惧される。少子化が顕著な中での新たな幹線道路作りや箱ものなどやめるべきである。改修できるものは改修し、歴史や景観の維持、区民の日常生活が不便にならない、区民の健康維持、体力作りの施設は、従来どおり使用できる等の配慮が大切である。</p>	<p>公共施設等総合管理計画には、大型商業施設の誘致は記載していません。</p> <p>施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。</p> <p>見直しにあたっては、節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。</p> <p>高齢者や乳幼児の親子の居場所として、街かどケアカフェや子育てのひろば等を増やす取組を、民間団体とも協働して進めています。</p>	
166	<p>区民の財産を民間市場に投げ出すためのマネジメント推進体制は、民間市場を付度する姿勢に区を変えてしまう危険がある。マネジメント計画と仕組みづくりは中止すべきである。</p>	<p>区立施設のマネジメントは、社会状況が大きく変化する中、区の実情に即した望ましい施設を実現することを目標としています。</p> <p>施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。</p>	
167	<p>区立施設マネジメントの推進は、先の区長選挙で公約として掲げていない。区民の財産を民間市場に開放して良いのか、区長選挙を行い、区民の審判を仰ぐべきである。</p>	<p>区立施設のマネジメントは、社会状況が大きく変化する中、区の実情に即した望ましい施設を実現することを目標としています。このことを定めた「練馬区公共施設等総合管理計画」は、地域説明会、区民意見反映制度、関係団体への説明、区政モニターアンケートなど多様な手法により、広く区民の皆様のご意見を伺ったうえで策定しています。</p> <p>施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化しています。施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴います。財政状況が厳しさを増す中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図っていきます。</p>	
第4章 委託・民営化実施計画			
1	区立施設の管理運営手法の基本的な考え方		
168	<p>大型商業施設への転換は、民営化と不可分ではなく、民間は利益優先のため、公共施設が併設された場合、使用料に影響ないと言えるのか。体力測定は以前、区施設内で行われていたが、健康ジム内に移行されている。民営化をこういう形で進めようとしているのか。</p>	<p>区立施設を大型商業施設へ転換する計画はありません。</p> <p>使用料は、区民・利用者のご意見を伺いながら、適正な負担のあり方を検討し、必要に応じ見直しを行います。</p>	
169	<p>「区立施設の管理運営手法の基本的な考え方」に記載している3点は、憲法と地方自治法の精神に反している。民間委託や民営化ではなく、「区民の命と暮らしを守るため、区がやるべきことは直営で運営します」と明記すべきである。</p>	<p>地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されています。この趣旨を踏まえて区立施設の運営を行っています。</p> <p>今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。</p>	
170	<p>「サービス向上の視点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化に取り組む」という方針を打ち出すことは、間違っている。地方自治法に基づいて、まずやるべき仕事は、住民の命と暮らしを守り、社会保障と人権を保障することである。</p>		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分	
171	民営化は、区や都の責任逃れである。区民のために税金を回し、良い人材育成、人材確保し公務員が責任を以て奉仕してほしい。	医療や福祉、保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。今後も民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は、委託や民営化を進め、サービスの向上と行財政運営の効率化に取り組みます。		
172	「サービスの向上を図る」の記載は、行政に直接責任を担ってほしいと考えている住民の声は無視している。委託民営化を進める考えそのもの自体に、サービスの向上など望めない。			
173	区立施設の管理運営手法の基本的な考え方について、賛同できない。行財政の効率化は、安上がりな保育・学童保育へ転換させる。保育・学童保育の経費の大部分は人件費である。人材不足は、低賃金によるものと指摘がある。人材不足に拍車をかけるもので容認できない。教育・福祉・子育て支援は、行政が最終的に責任を持つべき分野ではないか。行政でなければ担えない役割を果たしてほしい。			
174	「サービス向上」という概念には、富める者がサービスを受けられるという新自由主義の意味が含まれる。市場で有利なお金もちに有利なサービスはやめて、福祉を充実させる必要がある。憲法と地方自治法に反する民営化はしないと明記すべきである。			
175	事業者が自ら創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制にしていかなければならないと記載がある。民間同士の競争を招きかねない。命を対象とするところに、市場競争は馴染まない。民営化の進め方の記載を撤回すべきである。民営化するのであれば、区長選挙で区民の審判を仰ぐべきである。			
176	住民は生活のすべての分野で、行政に大きな期待を最終的に求めている。「行政が最終的に責任を持つべき分野」の記載は、間違っているので、改めてほしい。			
177	「民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務」の記載は、抽象的で、説得力がない。法的根拠を明確に表すとか条例上、可能な部分を明記するとか住民の命を守る機関としての自覚をもって考え方を明記してほしい。			施設ごとに、年度別の具体的な取組を示しています。
178	サービスという概念と福祉は違う。サービスという概念には、民間の市場原理が働く。国と自治体から憲法に基づき命と健康を守ってもらう権利が区民にはあるから、福祉に市場原理は相容れない。「サービス」という表記は撤回すべきである。			サービスは、福祉に関するサービスも含め法律にも使用されている一般的な用語です。
179	管理運営手法選択の考え方で「管理運営手法は、施設の種類ごとに選択することを基本とします」とあるが、「その施設において実施される業務ごとに選択する」にすべきではないか。	管理運営手法は施設の業務内容に応じて選択しています。ご意見を踏まえ、より分かりやすい記載に変更します。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
180	指定管理者制度では、色々な問題が起きて施設に意見を出しても、業者が間に入ること、区へストレートに意見が反映されにくい。行政が責任を持った中で税金を使うことを基本にしてほしい。	指定管理者制度適用施設では、利用者のご意見等の報告を指定管理者に義務付け、記録や処理が迅速・適切になされているか、重要な意見が区に速やかに報告されているかなどを施設所管課が確認し、必要に応じ指導を行っています。 また、施設所管課でも直接ご意見をお受けしています。	
181	区民サービスの向上を図るために委託、民営化を計画的に進めるとあるが、民営化によって質の確保や人員、継続的な運営に影響はないのか。	区は民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	
182	施設の設置・運営の主体が民間事業者になることで、今まで区がやってきた保育事業との関わりがどうなるか。		
183	民間委託について、民間事業者は、利潤を目的にする。利潤を得られなければ撤退する。責任は持たない。税金の無駄使いである。業者を誰がどんな基準で選定するのか。	委託期間を安定して運営できる事業者を、有識者を含めた選定委員会で公正かつ適正に選定しています。	
184	福祉の現場で若い職員の人材不足が問題となっている。民営化した場合の人材の確保が心配である。	現在も介護や障害者福祉、保育の民間施設について、人材確保の支援を行っています。 民営化後も引き続き支援を行っていきます。	
185	民営化の進め方で、「人材の確保・育成が重要」とあるが、支援の質の向上を要望する。	練馬障害福祉人材育成・研修センターや練馬介護人材育成・研修センターでの研修等を通じて、支援の質の向上に努めています。	
186	「区は民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行う」とあるが、具体的にはどのようなことか。	施設の特性に応じて、運営経費や人材育成に関する支援を行うとともに、運営状況を確認し、事業者に対する必要な指導を行っていきます。	
187	土地・建物は、区民の貴重な財産であるとしながら、事業者が建物の譲渡を希望する合理的な理由がある場合は、譲渡もできる。区民の財産を民間に渡すもので、認められない。	土地・建物は、区民の貴重な財産であるため、貸付が原則です。建物については合理的な理由がある場合は譲渡もできるものとしていますが、譲渡する場合でも適正な対価による譲渡が原則です。例外として建物を無償・減額して譲渡や貸し付けを行う場合は、その理由を施設ごとに明らかにします。	
188	区民の財産を民間に譲渡する計画について、民間企業は、儲けがなくなれば撤退するのが基本である。区民の財産を民間に譲渡する計画は、公共施設の安定性、継続性、安心性に反しているため、撤回すべきである。		
189	民営化後、建物譲渡の道がある。大切な区民財産がどのような形で私有化されていくのかと不安が残る。順調に運営をしている事業者でも、今後破綻のリスクがないわけではない。慎重に進めるべきである。		
190	「必要な公的サービスを担うことや事業者の経営体力を考慮し、無償・減額とすることもできる」とすることは、間違っている。区民の財産は区民のものであり、減額といえども会計上は「譲渡」となる。貴重な区民の財産を民間に譲渡することなく、福祉と暮らしのために有効活用すべきである。	土地・建物は、区民の貴重な財産であるため、貸付が原則です。建物については合理的な理由がある場合は譲渡もできるものとしていますが、譲渡する場合でも適正な対価による譲渡が原則です。例外として建物を無償・減額して譲渡や貸し付けを行う場合は、その理由を施設ごとに明らかにします。 なお、介護保険施設、障害者福祉施設、保育所などを運営する民間事業者に対し、土地や建物を無償貸付している事例があります。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
191	土地や建物を民間に譲渡した後も、税金を民間企業に注ぎこむことは、認められない。憲法と地方自治法に基づき、民営化計画を中止し、区民の命を守る業務に徹すべきである。	民営化にあたり、土地を譲渡する計画はありません。現在も公的サービスを担う民間の福祉施設等に補助をしています。	
192	「民営化を検討するにあたって考慮すべき事項」の記載は、全文削除すべきである。	区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。 そのため、民営化にあたっては区有財産の取扱いやサービス水準、補助のあり方などを施設ごとに検討していきます。	
193	民営化にあたっては、施設の建物を長く使えるように、必要な修繕は区で対応してほしい。	施設の状況等に応じて、民営化事業者と協議していきます。	
194	民営化に伴い利用料の値上げをしないでほしい。	認可保育所や障害者総合支援法に基づくサービスなどの利用料は、区立、民間に関わらず、同額です。	
2 施設種別ごとの取組			
195	保育園の事業のあり方について、この計画以外に今後説明をする場はあるのか。	委託の周知については、区報、区ホームページ、区立保育所での園内掲示などのほか、委託3年前から行う保護者説明会、事業者決定後の意見交換会や運営委員会など様々な機会を通して、取り組んでいます。	
196	保育園の民営化の協議について、時間をかけて説明するとあるが、「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）」には記述がない。在園保護者、当該園の事業者だけでなく、子育て世帯、保育関連に従事する関係者に広く周知してほしい。	子ども・子育て支援事業計画は、計画期間内の保育サービス等の需要見込みと供給計画を示すものです。 区立保育所の委託・民営化は、公共施設等総合管理計画・実施計画において年度別の取組をお示ししています。 区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。 民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。	
197	保育園の民間委託計画と民営化の検討について、地域ごとに説明会を設けてほしい。事業者の応募状況を見ると、応募数の多い園は、主要駅からの交通利便性が高い傾向がある。委託園の民営化が、建物・土地の無償譲渡の取扱いを含めて検討することが明らかになれば、立地条件がプロポーザルを左右する傾向が強まる。地域によって保育の質がアンバランスになるのではないか。多様なサービスではなく、どの園に預けても安心できる保育の質の安定した保育園を望んでいる。直営園をこれ以上縮小せず存続する手段も講じてほしい。	令和2年度から順次委託する20園については、平成29年4月に区内4か所で区民説明会を実施しました。また、委託対象園の保護者説明会は、委託の3年前から行っています。 区立保育所の委託・民営化は、民間の力を活用することによりサービスの充実を図るものです。 民営化する際の土地・建物は原則貸付になります。今後、保育サービスの充実や土地・建物の取り扱いなどについて、事業者と協議を行います。 区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。 民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
198	<p>保育園の委託について、「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画（素案）」に掲載されなければならない。パブリックコメントを出そうにも全く関係ない素案に書かれては、知ることすらできない区民もいる。素案のタイトルを読んで気になるものにしか目を通さない人が大勢いる。職員は区民に対し、責任ある態度と行動で誠意を示すべきである。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画は、計画期間内の保育サービス等の需要見込みと供給計画を示すものです。</p> <p>区立保育所の委託・民営化は、公共施設等総合管理計画・実施計画において年度別の取組をお示ししています。</p> <p>令和2年度から順次委託する20園については、既に平成29年4月に区内4か所で区民説明会を実施しました。また、区報、区ホームページ、委託計画のある園での掲示などのほか、委託3年前から行う保護者説明会、事業者決定後の意見交換会や運営委員会など様々な機会を通して、説明しています。</p>	
199	<p>区内の無認可保育施設で0歳児の赤ちゃんの死亡事故が発生した。区が責任を負わなくなると、命の危険がある実例が発生している。区民の命にかかわる施設では、絶対に民営化はしないと明記すべきである。</p>	<p>死亡事故が起きてしまったことは真に遺憾です。区立、私立問わず、サービス水準を確保する必要があります。引き続き、認可・認可外保育施設に関わらず、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修などを行い、保育の質の維持・向上に努めていきます。</p> <p>区立保育所については、引き続き委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組めます。</p>	
200	<p>一昨年、区内の無認可保育施設で0歳児の赤ちゃんの死亡事故が発生した。子ども子育て会議で子どもの命を守るために、一般的な巡回指導にとどまることなく、所管部の部長の決意が必要との意見もあった。保育の質の低下を招く計画は中止すべきである。</p>	<p>区立、私立問わず、サービス水準を確保する必要があります。</p> <p>引き続き、認可・認可外保育施設に関わらず、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修などを行い、保育の質の維持・向上に努めていきます。</p> <p>区立保育所については、引き続き委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組めます。</p>	
201	<p>保育士の大量退職や事件などが起これば、対応するのは自治体や公立保育園になる。公立保育園を何の考えもなくただ減らしていくことは、セーフティネットの視点や、児童福祉法第24条の自治体の保育実施義務からも間違った施策である。</p>	<p>区立、私立問わず、サービス水準を確保する必要があります。</p> <p>引き続き、認可・認可外保育施設に関わらず、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修などを行い、保育の質の維持・向上に努めていきます。</p> <p>区立保育所については、引き続き委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組めます。</p>	
202	<p>保育園について、業務委託の計画は撤回し、民間委託計画をとりやめるべきである。</p>	<p>これまで委託した20園では延長保育などサービスを充実し、第三者評価や保護者アンケートで高い評価をいただいています。</p> <p>区立、私立問わず、サービス水準を確保する必要があります。引き続き、認可・認可外保育施設に関わらず、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修などを行い、保育の質の維持・向上に努めていきます。</p> <p>区立保育所については、引き続き委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組めます。</p>	
203	<p>公立保育園の民間委託、民営化は絶対に間違っている。増やすべきは直営の公立保育園である。</p>	<p>区立保育所については、引き続き委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組めます。</p>	
204	<p>保育園の民営化について、全面的に削除すべきである。区長選挙で民営化について区民の審判を仰ぐべきである。</p>	<p>既に委託している20園については、2回まで委託契約を更新できるものとしています。更新の契約期間満了を迎える園は、再公募するか民営化するかを検討します。</p> <p>検討にあたっては、事業者の創意工夫による保育サービスの充実や土地・建物の取扱いなどについて、運営事業者と協議を行います。</p> <p>区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。</p> <p>民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
205	保育園の民間委託でさえ保護者からの反対が多い状況下で、民営化は到底あり得ない。	委託契約の更新の満了期間を迎える園について、再公募するか民営化するかを検討します。検討にあたっては、運営事業者と保育サービスの充実について協議します。 区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。 民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。	
206	保育園の民営化は反対である。保育をはじめ福祉施設の運営は、自治体が直接責任を持つべき事業であり、根本的な考え方が間違っている。採算や効率化と利用者本位の運営は両立しない。民間でも非営利の社会福祉法人等に限るべきで、公的運営が不可欠である。「保育の質」とは、十分な保育士、人員の確保である。保育士確保すらままならないなかで民営化すべきではない。最大のニーズは、「安心安全」「真の保育の質」である。東京都や区のニーズ調査などでも公立、公的な保育園を求めていることから明らかである。私立園では経営悪化による撤退や多数退職、災害が起きている。行き場をなくした子ども達のセーフティネットは安定した公立保育園であり、これ以上減らすべきではない。本計画の撤回を強く求める。	平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。 区立、私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があるため、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修を行っています。また、令和2年度に保育人材の確保や育成に取り組む専管係を保育課内に設置します。 区立保育所については、引き続き委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組めます。	
207	保育園での問題やニュースになった事件、事故は全て委託園もしくは民間園である。民間の活力を入れれば何が良くなるのか。財政負担が減るから委託するのか。民営化をさせるための布石なのか。公立園という指標があるから、運営している民間園はより高みを目指している。全て民間になってしまったら秩序は誰が保つ役割を担うのか。子どもを最優先に考え方針を決め直してほしい。委託予定園も一度保留・延期をして保育園に通わせている父母全員にアンケートを取り、区の方針があっているのか再度検証を行う必要がある。父母の声を反映させた内容で、区立保育園の運営を行うべきである。民営化はもつてのほかである。経営難になり閉園した場合の保証も無いのにすべきではない。	これまで委託した20園では延長保育などサービスを充実し、第三者評価や保護者アンケートで高い評価をいただいています。 委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組めます。 区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。 民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。 区立、私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があるため、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修を行っています。また、令和2年度に保育人材の確保や育成に取り組む専管係を保育課内に設置します。	
208	「直営」「私立」の違いで、保育の質・サービスの優劣を断定できるものではないと考えるが、配慮を必要とする子を持つ親にとって、直営園の縮小は死活問題である。保育士が確保できず加配枠に対応できない私立園は少なくない。直営園は、配慮の必要な子どもを原則3名以上を受け入れている実態がある。そうした子どもの受け皿となる直営園をこれ以上縮小しないでほしい。	区立保育所では、直営・委託の区別なく原則3名の障害児の受入れを行っています。また、私立保育所の受入れを増やせるよう、運営費の補助に加え、今後、研修などの取組を強化していく予定です。	
209	民間委託のデメリットも保護者に説明してほしい。第二次委託の一部園では「スポット利用も定員無制限」の実態がある。サービス拡充と言いつながら、なぜ第三次委託予定園に対して、「定員無制限は継続利用のみ・スポット利用は定員5名のみ」とサービスを縮小するのか、理由を説明してほしい。	委託園の延長保育における継続利用とスポット利用の定員は、利便性の向上と、園の安定的な運営体制・職員体制確保のために設定しています。継続利用は、事前の申込数により、計画的に職員体制を確保できますが、スポット利用は、急遽の対応のため、一定の定員を設けているものです。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
210	<p>区は、無償化と民間委託とは別の問題であり、「コスト削減は目的でない」と回答し続けてきた。無償化の影響で委託園の延長保育を無制限から定員制に縮小するならば、直営のノウハウで十分であり、委託の必要はない。委託計画を撤回してほしい。</p>	<p>委託園の延長保育における継続利用とスポット利用の定員は、利便性の向上と、園の安定的な運営体制・職員体制確保のために設定しています。継続利用は、事前の申込数により、計画的に職員体制を確保できますが、スポット利用は、急遽の対応のため、一定の定員を設けているものです。</p> <p>延長保育料は無償化の対象ではなく、無償化によって延長保育の仕組みが変わるものではありません。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p>	
211	<p>委託・民営化の管理運営手法の基本的な考え方について賛同できない。保育園は民間と区立園がそれぞれお互いを補完しあって共存するからこそ、保育の質、施策などの充実ができると思う。私立園は、保育士が集まらず、派遣会社から採用されたりしている。離職率も高く、園の運営にも支障をきたしている。委託を経験した保護者からは、職員が一斉に変わり、子どもにストレス症状が出たと聞いた。何故、委託する必要があるのか。子どもを犠牲にする委託・民営化はしないほしい。文京区、北区、中野区などを見習ってほしい。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p> <p>なお、これまで、23区のうち22区で区立保育所の委託・民営化に取り組んでいます。</p> <p>区立、私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があるため、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修を行っています。また、令和2年度に保育人材の確保や育成に取り組む専管係を保育課内に設置します。</p>	
212	<p>保育園を委託し、民営化する案は、反対である。少子化が進んでいる状況から子育ての分野、特に保育園は、区が最終的に責任をもって運営すべき要素が高くなってきている。区立保育園は、全国的にレベルが高く、優れた実績を持っている。産休明け保育、障害児保育、医療的ケアが必要な子どもの保育、子育て相談、地域への子育て支援などは、ケアが必要な親子の救いの場としても、専門機関との連携をとって今以上に高めていける条件と実績がある。民間保育園や家庭的保育の場、様々な通所施設などの中心施設として、区立保育園は必ずあるべきである。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p> <p>区立、私立を問わず、認可保育所は子どもや保護者に関わる地域の関係機関と連携して、子育て支援を行う役割を担っています。</p>	
213	<p>保育園の民営化には絶対に反対である。民営化によって子どもの事故も増え、利益優先の経営では先生も安心して働くことはできない。予定している民営化は解消し、公立園を維持してほしい。福祉に関わることは人の命に直結する。区の責任は重大である。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p> <p>区立、私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があるため、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修を行っています。また、令和2年度に保育人材の確保や育成に取り組む専管係を保育課内に設置します。</p>	
214	<p>保育園、学童クラブについて、運営事業者が区から民間に移行するにあたり、職員が全て入れ替わり、児童や保護者に多大な負担を与えることは容認できない。既存施設の運営業務委託には反対である。</p>	<p>区立保育所の委託あたっては、1年間の引継ぎ期間を設け、円滑な移行に努めています。</p> <p>学童クラブの委託にあたっては、3～4か月の引継ぎ期間を設け、子どもたちとの関係づくりも大切に丁寧な引継ぎを行っています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
215	<p>民営化・見直しは何のためにするのか。既に民間委託した施設や保育園で問題が起きている。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>これまで委託した20園では、延長保育などサービスを充実し、第三者評価や保護者アンケートで高い評価をいただいています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p>	
216	<p>東京都の保育士の有効求人倍率が5～6倍の状況下で、ここ数年の区の民間委託園の離職率は約10%、直営保育園の離職率は約2%である。子ども達を安定して保育して貰える環境は、圧倒的に公立の直営保育園である。民営化には反対である。</p>	<p>委託契約の更新の満了期間を迎える園について、再公募するか民営化するかを検討します。検討にあたっては、運営事業者と保育サービスの充実について協議します。</p> <p>区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。</p> <p>民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。</p> <p>区立・私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があるため、区立保育所園長経験者等による巡回支援や研修を行っています。また、令和2年度に保育人材の確保や育成に取り組む専管係を保育課内に設置します。</p>	
217	<p>区立保育園の運營業務委託計画について、再検討してほしい。最終的に民営化が目的ならば、民間委託は民営化までのつなぎの段階に過ぎない。これまでの「民間委託をしても区立であることに変わりはない。委託しても区が責任をもつ」という説明と矛盾する。</p>	<p>委託契約の更新の満了期間を迎える園について、再公募するか民営化するかを検討します。検討にあたっては、運営事業者と保育サービスの充実について協議します。</p> <p>区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。</p> <p>民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。</p>	
218	<p>保育園の民営化について賛同できない。直営運營業務委託 民営化と区の関与が薄くなっていく。区の関与が薄くなると、区立保育園の役割や質の確保の実現が困難になる。</p>	<p>区立・私立問わず、サービス水準や質を確保する必要があります。民営化した場合も支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。</p>	
219	<p>第2期練馬子ども子育て支援事業計画の元となるニーズ調査を情報公開請求で確認した。保育園の公立・私立の希望に関して、約62%が公立保育園、約38%が私立保育園を希望している。保護者のニーズは、私立保育園ではなく公立保育園にあることは明らかである。なぜ民営化を検討するのか、根拠と合理的な説明が一切ない。</p>	<p>平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。</p> <p>これまで委託した20園では、延長保育などサービスを充実し、第三者評価や保護者アンケートで高い評価をいただいています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p> <p>なお、意見にある調査項目については、回答が任意で約半数の方が未回答でした。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
220	<p>民営化の協議の理由について説明を求める。第三次委託計画で、その目的は、「延長保育・休日保育などのサービス拡充」「保護者の多様なニーズに応える保育サービス」であり、「コスト削減ではない」と回答を受けた。保護者アンケートで高い満足を得ているならば、これ以上の「事業者の創意工夫による保育サービスの充実」は不要である。区立園の民営化は誰のためか説明してほしい。</p>	<p>区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。委託契約の更新の満了期間を迎える園について、再公募するか民営化するかを検討します。検討にあたっては、運営事業者と保育サービスの充実について協議します。区民意見反映制度など、節目節目で区民の皆様のご意見を伺います。民営化する場合は、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。</p>	
221	<p>区立園が民営化することにより、費用負担のデメリットが生じる世帯がある。子どもの貧困が深刻な問題となっている中、そうした世帯への負担増は容認できない。</p>	<p>区立・私立に関わらず、認可保育所の利用者負担は同じです。民営化したとしても、負担増になることはありません。</p>	
222	<p>延長保育の拡充について、実態の調査と必要性を精査してほしい。すべての園に長時間保育を設けることは、ニーズを分散させ、非効率だと考える。</p>	<p>延長保育については、ニーズ調査に基づいた区全体の保護者のニーズに応じていけるように充実に努めています。利用者数が現在少ない園でも、働き方の多様化により、延長保育がセーフティネットの役割を果たしており、安心して利用できるのご意見もいただいています。</p>	
223	<p>平成28年度「子ども子育て支援に関するニーズ調査」で、4～5歳では「練馬こども園や預かり保育のある幼稚園の割合が最も高い」とあるが、預かり保育は18:30までである。区内でもエリアによって幼稚園と保育園に志向が分かれるのではないか。一律に委託後は20:30までの延長保育に拡大する必要性を説明してほしい。</p>	<p>共働き家庭の急増により、今後も必要な利用者が増えていくと見込んでいます。</p>	
224	<p>延長保育を拡充する理由は、平成28年度「子ども子育て支援に関するニーズ調査」で、どの年齢でも「延長保育のある認可保育所」の希望割合が1番だったためというが、次点は「延長保育のない認可保育所」である。「延長保育の有無」ではなく「認可保育所であること」が保護者の真のニーズである。現在、未実施の直営30園で延長保育をしない理由を説明してほしい。</p>	<p>区はサービスの充実に際して、民間の力を活用することを基本としています。直営園での延長保育の拡大は考えていません。</p>	
225	<p>区の発表と実際の待機児童数の開きがある。「希望園をえり好みして記入するから入れない」と言われた。通えない場所を選ぶことはできない。誰もが公立園が良いと思っている。民営化中止とともに公立園の増設、待機児童解消を求める。</p>	<p>待機児童数算定は、国の要領に沿って行っています。他に利用可能な保育所等の情報提供を受けてもなお、特定の保育所等を希望する場合は、待機児童数に含めないとされています。平成31年4月現在、区内には認可保育所が165園あり、そのうち105園が私立保育所です。保育サービスの主軸は民間であると認識しています。今後も多様化する子育てニーズに応えるため、保育所の整備や練馬こども園の充実など様々な手法で保育サービスの拡充を図ります。区立保育所を増設する予定はありません。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
226	<p>保育園や学童クラブを委託する際は、保育士等の人材確保や事業者の運営状況等、質のチェックをしてほしい。</p> <p>子どもや保護者が安心できる関係を事業者と築けるように、時間をかけて委託に移行してほしい。</p>	<p>保育所や学童クラブの事業者は、人材の確保・育成等も含めた運営に関する提案・同様の施設の実績を評価するプロポーザル方式による選定を行い、移行にあたっては、子どもたちとの関係づくりも大切に丁寧な引継ぎを行っています。区立施設として、条例・基準や支援方針等を遵守しつつ、民間のノウハウを活かした運営を進めていきます。</p>	
227	<p>区立保育園の委託化を進めるにあたり、これまで基準となってきた区の保育水準をどう揃えていくのか。各園を運営する法人の力量により変わってしまうのでは不安がある。</p>	<p>区立保育所の保育理念、保育目標、行事等を継承することを委託契約において義務付けています。また、事業者と1年間をかけて引継ぎを行い、委託後も区立保育所園長経験者等による定期的な巡回支援や研修を行うなど、安定的な運営が行えるよう支援しています。</p>	
228	<p>保育園を委託すると、区職員が保育に携わらなくなる。保育の水準について、区自身のノウハウが低下してしまう懸念はないのか。</p>	<p>区立保育所園長経験者等がノウハウを活かして巡回支援等にあたります。</p>	
229	<p>直営園の意義として、身分の安定した公務員ならではの職員の加配や延長保育の実施等、手厚い対応ができる強みもあるのではないのか。</p>	<p>委託園では、区立保育所の保育理念、保育目標、行事等を継承したうえで、充実した延長保育や特色ある保育サービスを実施しています。</p>	
230	<p>委託園の運営が安定しているかをどのような基準で判断するか説明してほしい。区は、委託園の離職率が高いことに対して、退職率と異動率を合算した数字が、直営と委託園で同等であるから問題ないと回答した。退職者と異動者を同等とみなす見解に疑問がある。職員の1/3が一斉退職する委託園もある。委託園も区立であるならば、実態を把握し、改善するよう働きかけてほしい。</p>	<p>委託1年目アンケート、5年契約の2年目と4年目に行う東京都福祉サービス第三者評価、3年目に行う事業者評価委員会での客観的評価や区立保育所園長経験者等による定期的な巡回、保護者・事業者・区の3者で行う運営委員会などで園運営を確認しています。</p> <p>職員の離職については、事前に事業者と協議し、運営に影響がないように対応しています。また、国・都の補助金を活用し、安定的な職員の確保を支援しています。</p>	
231	<p>区立保育園は、大規模改修後に運營業務委託が実施される流れとなっている。大規模改修後も引き続き、区直営での運営を継続すべきである。</p>	<p>委託園は、地域バランスや通勤・通園の利便性、定員規模、施設の改修状況等を総合的に勘案し、サービス拡充の効果が高く、優良な事業者の確保が期待できることを考慮して選定しています。</p> <p>今後も区立保育所の委託・民営化を進めることで、保育サービスの充実に取り組みます。</p>	
232	<p>過去最多の学童の待機児童を更新するなかで、なぜ民間委託をするのか。学童の増設によって待機児童の解消を図ることこそ、最優先して取り組む課題である。</p>	<p>民間委託により、保育時間の延長を行っているほか、民間ならではのノウハウを活かした様々なプログラムを提供し、保育サービスの向上を図っています。待機児童の解消に向けて、学童クラブとひろば事業を一体的に行う、ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。</p>	
233	<p>全てをねりっこクラブとするのは問題がある。学童クラブと学校応援団ひろば事業は、目的も機能も全く異なるのではないのか。既存の学童も残して待機児童解消を進めるべきである。既存施設を校内に移設するのではなく、新たな学童の新設を求める。</p>	<p>ねりっこクラブは、学童クラブと学校応援団ひろば事業、それぞれの機能と特色を維持しながら、一体的に運営する事業です。学童クラブの校内化にあたっては、学校や地域の状況、児童数の推移等を踏まえた需給バランスを考慮して進めています。ねりっこクラブの早期全校実施に取り組みます。</p>	
234	<p>学校のセカンドスペースを使用することにより、学童クラブの機能を維持するのは無理がある。校内に学童を増やす時は、必ず学童専用の部屋を2つ用意すべきである。学校の改修や改築を行っているにも関わらず、用意しないことに理解できない。</p>	<p>ねりっこ学童クラブは、区立学童クラブと同様に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき運営しています。学校内に学童クラブに必要な専用区画を確保し、児童の支援の単位ごとに有資格職員を配置し、担任制をとって運営しています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
235	国の「放課後児童クラブ指針」に、学童保育は子どもの生活の場であることが記載されている。学童保育は、親が就労等でいない子ども達の生活の場であることを明記すべきである。	区立学童クラブおよびねりっこ学童クラブは、国の「放課後児童クラブ指針」に基づき、児童の遊び・生活の場として運営しています。	
236	学校、PTA、町会、青少年育成地区委員会等、児童の放課後対策には、多くの人携わっている。民間委託後も、関係者のつながりや思いを大切に施策を進めてほしい。	小学生の安全かつ充実した放課後の居場所づくりには、地域の方々のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、学校や学校応援団、ねりっこクラブ運営協議会等を通して、子どもたちのため、地域の方々の思いや関わりを活かして取組を進めていきます。	
237	子ども家庭支援センターについて、運営方法の検討とあるが、「練馬モデル」とは言わないのか。なぜ言わないようになったのか。	都と区の連携強化による新たな児童相談体制の構築に向け、令和2年7月に、共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センターに設置します。 この取組は、他の区市町村にも共通する普遍的な解決策であることから、「練馬モデル」という言い方はしていません。	
238	子ども家庭支援センターの運営方法について、何を変えるのか不明である。「東京都との協議」とは、児童相談所を区に持ってくるのか。児相を持ってくるのでなければ、何も変わらないと同じである。	平成30年3月に都内で発生した児童虐待死亡事例を受け、東京都は区市町村と合同で児童相談体制等の検討会を発足させました。この検討状況を踏まえて、子ども家庭支援センターの役割や業務内容、体制等を整理します。それに基づき委託などの運営方法を決定します。 令和2年7月には、都区共同モデル事業である「練馬区虐待対応拠点」を、子ども家庭支援センターに設置し、都児童相談所の職員が業務に従事します。都と区の連携強化による新たな児童相談体制の構築に向け、積極的に取り組んでいきます。	
239	国が改定した児童館ガイドラインでは、子どもたち一人一人の生活の場として保障すること、子どもの成長保障との関係で環境整備することが記載されている。国のガイドラインに基づき、児童館の整備を行うと記述すべきである。	児童館は、乳幼児親子から中高生までの幅広い年代が利用する施設です。各年代が利用しやすい環境の整備を進めています。	
240	ねりっこがどう展開しようが、児童館は、国のガイドラインに従う必要がある。「ねりっこクラブの拡大にあわせて」は削除し、「国の『ガイドライン』に沿って児童館を充実させます」とすべきである。	児童館は、ガイドラインに基づいて運営しています。ねりっこクラブの拡大により、児童館の利用者層が変化するため、さらに乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図ります。	
241	大泉ケアハウスの「事業団が運営しています」の意味は。	大泉ケアハウスは区立施設ですが、指定管理者として練馬区社会福祉事業団が運営しています。	
242	大泉ケアハウスの完成図面が無いと聞いている。大規模改修はきちんとできるのか。改修の管理者は誰になるのか。	図面は保管されており、改修工事に支障が発生することはありません。 民営化し、建物を譲渡した後は、練馬区社会福祉事業団が改修を行います。	
243	大泉ケアハウスの改修中に事故が起きた場合は、誰に責任があるのか。	民営化し、建物を譲渡した後は、練馬区社会福祉事業団が改修を行います。事故が起きた場合は、事業団が責任を負います。	
244	大泉ケアハウスの民営化に伴って入所の条件は変わるのか。	令和3年度の民営化にあたっては、入所の条件を大幅に変更する考えはありません。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
245	大泉ケアハウスの水回り、下水道の清掃の問題で困っている。図面がないために下水道の清掃をすることができないと聞いたことがあるが、教えてほしい。	設備等の図面は保管されており、維持管理に支障をきたすことはありません。	
246	大泉ケアハウスの大規模改修はどの程度のもので、いつ行うのか。	大規模改修は、屋上防水・配管・空調設備の改修などを想定しています。具体的な内容や時期は、今後検討します。	
247	大泉ケアハウスの民営化に伴い、利用料金が上がることはあるのか。大規模改修にあたって利用者に負担金を求めることはあるのか。	将来的には、他施設とのバランス等も含めて利用料の検討が必要と考えています。令和3年度の民営化にあわせて、利用料等に大きな変更を加えることは考えていません。 改修経費の負担金を設定して利用者に支払いを求めることは考えていません。	
248	大泉ケアハウスの改修プランが決まった時は、概要を教えてくれるのか。	改修工事を行う際には、社会福祉事業団が入所者に対して説明を行います。	
249	区立直営の福祉園を維持し、福祉事業は公的責任で区が責任をもっていくことを明記すべきである。	直営の区立氷川台福祉園および大泉学園町福祉園は、現在のところ民営化する予定はありません。	
250	氷川台福祉園の運営方法を、今後どのように考えているのか。		
251	区直営の氷川台福祉園と大泉学園町福祉園の運営方法はどうか。		
252	福祉園を民営化することにより、区が手を引いてしまうのは不安である。	区は民営化後も、必要に応じて土地・建物の無償貸付や運営費の補助等の支援を行うとともに、運営状況を確認し、必要な指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	
253	福祉園を民営化しても、現在のサービス水準を維持するために財政的な支援は続けていくのか。その支援が確保されないと安心できない。		
254	福祉園を民営化することにより、区の財政負担は軽くなるということか。	民営化することで、国や都からの補助金等が交付・上乘せされる等、財源の確保が可能になる場合があります。今後、様々な工夫により財源を確保し、その分を必要なサービスに充てていきます。	
255	福祉園について、民間での運営になった場合、人材の確保や育成が難しくなるのではないか。	指定管理者の選定では、事業者の職員の雇用や定着の状況、確保・育成の状況に着目して審査しています。民営化にあたっては、事業者の人員体制や人材の確保・育成について、審査のうえ決定していきます。	
256	福祉園の運営法人にとって人材確保が大きな課題であると思う。工夫をされていると思うが、できるだけ常勤職員をあてて安定した運営をしてほしい。	区は、練馬障害福祉人材育成・研修センターの事業等を通じて、人材の確保・育成を支援します。	
257	福祉園は運営事業者が変わると、利用者への影響が非常に大きいので不安である。	指定管理者制度においては、公募の場合は事業者が変わる可能性があります。	
258	福祉園で15年の指定期間満了後、現在の法人が応募しないということもあり得るか。	民営化は、安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、現在の指定管理者を運営主体として取り組んでいきます。	
259	福祉園の指定期間満了後、公募の際には、多数の法人が応募してくるのか。運営法人が変わることはあるのか。		
260	福祉園や福祉作業所において、指定管理制度で5年間運営した後、更新を行わずに公募して、異なる法人が指定された事例はあるか。	福祉園や福祉作業所については、そのような事例はありません。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
261	福祉園の指定期間15年満了後、公募となった際、運営法人が変わる可能性はあるのか。現在の運営法人を信頼しており、変わってほしくない。利用者や家族の意見は聞いてもらえるのか。	指定管理者制度においては、公募の場合は事業者が変わる可能性があります。 民営化は、安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、現在の指定管理者を運営主体として取り組んでいきます。 利用者や家族のご意見は、家族会等の懇談の機会に伺います。	
262	福祉園について、利用者や家族が、現在の運営法人に関する評価や意見を伝える場はあるのか。	毎年行う利用者アンケートや、福祉サービス第三者評価等での利用者や家族のご意見を、選定時の評価に活かしています。	
263	福祉園の民営化で懸念されるのは、経済的な事情によって事業者が運営できない状況に陥らないかということである。	民営化後も必要なサービス水準を維持するための経費について、国や都の制度だけでは安定的な運営が困難な場合には、区が補助を行います。	
264	福祉園の民営化後は、建物補修なども事業者の負担になるのか。	区立施設は民設民営の施設に比べ、施設規模が大きいため、改修費が多額になる場合があります。事業者が経費の全額を負担することが困難な場合は、区が経費の一部を補助します。	
265	他区で民営の施設がいくつか運営を続けられなくなった事例を聞いている。障害者の生活介護事業の運営だけでも赤字経営という状況である。民営化に当たっては、施設を無償貸付するとあるが、改築や改修で区の援助がなければ、そちらに回すだけの収益は望めない。どのように考えているのか。		
266	福祉園が民営化になった場合、建物の補修などは、全て事業者が行うことになるのか。		
267	最終的に区が責任を持ってくれると思えば区立福祉園を希望した。介護の人材不足に危機感を持っている。重度障害者は人数が少ないが、支援が不可欠であることを理解してほしい。区立施設の民営化が独立採算制ではないと書かれているが、具体的な支援方法が示されると安心である。	区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることで、必ずしも独立採算制ではありません。土地や建物の無償貸付等の支援、事業運営状況の確認や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保していきます。 障害者福祉における人材の確保・育成については、練馬障害福祉人材育成・研修センターを活用する等を通じて、引き続き取組を進めていきます。 重度障害者への支援については、高野台運動場用地での福祉園開設や、石神井町福祉園跡地への重度障害者グループホームの誘致等を着実に進めていきます。	
268	福祉園等も民営化を進めるとのことだが、医療的ケア者にとっては、看護師や支援員の高度なスキルが必要であり命に関わる。民営化は反対である。	指定管理者による指定期間が満了する施設から、運営方法を検討・決定していきます。 医療的ケアを必要としている方が通所している直営の区立氷川台福祉園および大泉学園町福祉園は、現在のところ民営化する予定はありません。心身障害者福祉センターでは、令和2年度から、生活介護事業を委託します。	
269	福祉園が民営化になっても区の利用調整は続けるのか。	区立施設を民営化した際の利用調整については、現在検討しています。	
270	福祉園の民営化は、民間事業者が開設した田柄福祉園をイメージすれば良いのか。	民営化は、田柄福祉園と同様に、指定期間等に限定されることなく、継続して事業者が施設の運営を担い、自らの責任でサービス内容を充実することができるよう進めます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
271	貫井福祉園は、今後、事業者が変わる可能性もあるのか。	指定管理者制度においては、公募の場合は、事業者が変わる可能性があります。 民営化は、安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、現在の指定管理者を運営主体として取り組んでいきます。	
272	貫井福祉園も民営化するのか。	今後の運営方法は、令和2年度に検討、令和3年度に決定する予定です。 施設改修等も考慮して検討したうえで、運営方法や時期を決定していきます。	
273	貫井福祉園の民営化について、可能性が高いように感じた。突然の話で驚いているが、利用者や家族の意見はどこで聞かれるのか。	利用者や家族のご意見は、家族会等との懇談の機会に伺います。	
274	医療的ケア者の対応について、看護師や支援員の研修の充実も区指導のもと、実施してほしい。	区立福祉園等では引き続き、看護師会等において、情報共有や研修に取り組み、支援の質の向上に努めます。	
275	光が丘福祉園についての記載がないのはなぜか。	本計画（素案）は、令和2年度～5年度までに指定期間が満了する施設を記載しています。それ以外の施設は、指定期間満了の時期に今回と同様に検討・決定します。	
276	福祉作業所について、民営化の方向を打ち出しているが、公的責任が後退し、福祉事業の後退につながる危険がある。区が責任を負っていくことを明記すべきである。	区は民営化後も、必要に応じて土地・建物の無償貸付や運営費の補助等の支援を行うとともに、運営状況を確認し、必要な指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	
277	障害者グループホームについて、民営化の方向を打ち出しているが、公的責任が後退し、福祉事業の後退につながる危険がある。区が責任をもって運営していくことを明記すべきである。	区内の障害者グループホームのほとんどが民間により運営されています。 区は民営化後も、必要に応じて土地・建物の無償貸付や運営費の補助等の支援を行うとともに、運営状況を確認し、必要な指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	
278	福祉作業所や福祉園の民営化により、処遇内容の大幅な変更で利用者の不安により体調が崩れることが考えられる。プログラム内容とともに利用者個々に対する引継ぎも、できる限り行ってほしい。	民営化は、安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、現在の指定管理者を運営主体として取り組んでいきます。 区は民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。	
279	障害者福祉施設について、民営化にあたり、利用者の高齢化や障害の重度化を踏まえ、機能拡充を行うことは、とても良いことだと思うが、どのような対応を考えているのか。具体的に示してほしい。	福祉作業所の機能拡充は、利用者の高齢化・重度化に対応するため、生活介護事業を導入する予定です。福祉園で行っている生活介護とは異なり、通い慣れた福祉作業所で、「働く」というプログラムを継続しながら、ゆったりしたペースでの作業や日中活動プログラムの実施等を考えています。拡充する機能を計画に追記します。	
280	利用者の高齢化により、福祉園と福祉作業所は同じようになるのか。どのような機能拡充が図られるのか、具体的に示してほしい。		
281 ～ 284	福祉作業所の機能拡充とは、どのようなことか。具体的に示してほしい。 (ほか同意見 3件)		
285	福祉作業所の機能の拡充とは、就労継続支援B型を維持しながら生活介護を導入するということか。具体的に示してほしい。	現在の就労継続支援B型に加え生活介護を導入する予定です。拡充する機能を計画に追記します。	

No.	意見の概要	区の方考え方	対応区分
286	<p>福祉の財源は全て税金であり効率的に無駄を省いた運営を図ることは大事だと思う。民営化で運営法人が計画的、長期的な人材確保・人材育成がなされるならばありがたいことである。福祉事業の肝は人財でありそして事業の継続性である。著しい法令違反がなく実績を残しているのであれば、1期5年の3期で満期だから更新できない、ということはおかしい。指定管理者制度にせよ、民営化にせよ、運営法人が撤退を余儀なくされる事態は避けてほしい。福祉・社会保障の価値を維持するバックアップを地域福祉計画と連動して、長年培ってきた区の責任として続けてほしい。</p>	<p>障害者福祉施設は利用者と直接深く関わる対人サービスを提供するため、人材の確保・育成が重要となります。人材の育成にあたっては、長期的視点を持ち、計画的に取り組む必要があります。</p> <p>民営化は、安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、現在の指定管理者を運営主体として取り組んでいきます。</p> <p>区は民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。</p> <p>今後とも、第2次みどりの風吹くまちビジョン、アクションプランや関連計画と整合を図り、障害者施策を推進していきます。</p>	
287	<p>高齢化が進むほど、谷原フレンドのような柔軟な対応が必要だと思う。これほど施設を近く感じるサービスは他区にはないので、今後も増やしてほしい。</p>	<p>谷原フレンドは、令和2年4月の生活介護事業への機能転換を機に、1日あたりの定員を15名から20名に変更します。機能転換後も、現在のサービスは引き続き利用できます。一層、ご本人に合ったサービスを提供できるよう努めていきます。</p>	
288	<p>福祉作業所が機能拡充した場合、場所や作業内容等は、現在の就労継続支援B型事業と共有になるのか。</p>	<p>1つの施設の中で、就労継続支援B型事業と生活介護事業を行います。原則として場所と作業内容は、それぞれに分かれます。</p> <p>それぞれの事業で個々の利用者に応じた支援の提供を検討します。</p>	
289	<p>福祉作業所に長く通えるという安心感はあるが、若い人が入る余地がなくなるのではないのか。</p>	<p>就労移行支援事業や就労継続支援B型事業等、現在実施している事業全体の状況を踏まえて、検討していきます。</p>	
290	<p>かたくり福祉作業所を民営化した後に、問題がある場合は見直す期間があるか。先に民営化した施設の状況を考慮することはあるか。一度決定したら、そのまま計画が進んでしまうのか。</p>	<p>今回民営化に向けて準備を進める福祉作業所は、これまでの運営実績を評価し、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。</p> <p>かたくり福祉作業所は、指定期間中の運営状況や先立って民営化する施設の実績等を踏まえ、運営方法を決定します。</p> <p>区は、民営化後も、運営状況を確認し、必要な指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。</p>	
291	<p>福祉作業所を民営化する場合には入札や公募といった手続きをとることになるのか。その際、予算の削減によるサービスの低下が起きないようにしてほしい。</p>	<p>民営化は、安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、現在の指定管理者を運営主体として取り組んでいきます。</p> <p>民営化後も必要なサービス水準を維持するための経費について、国や都の制度だけでは安定的な運営が困難な場合には、区が補助を行います。</p>	
292	<p>福祉作業所の機能拡充とは、高齢者と障害者の複合型サービスの施設を増やしていくのか。複合型施設も検討しているか。</p>	<p>区立福祉作業所では、利用者の高齢化・重度化に対応するため、生活介護事業を行うなど、機能拡充する施設を増やしていく方向で検討していきます。</p> <p>高齢者と障害者が同一事業所でサービスを受けやすくなる共生型サービスについては、高齢化・重度化に対応するための一つの方法と考えています。</p>	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
293	民営化により北町福祉作業所の名称は変わるのか。機能拡充をした時、「福祉作業所」の名称がふさわしいのか。	これまで地域に根付いて活動してきた経緯なども踏まえながら、検討していきます。	
294	北町福祉作業所の改修後スペースが広がるが、定員はどうなるのか。	広がったスペースは、生活介護事業などの機能拡充に利用する予定です。定員は増えますが、具体的な人数は検討中です。	
295	北町福祉作業所の改修中の旧光が丘第七小への通所方法はどうか。送迎をしてもらえるのか。	通所手段の確保については、今後アンケート等により状況を把握し、支援方法を検討していきます。	
296	北町福祉作業所の民営化は確定か。現在の指定管理運営事業者が、引き続き運営するのか。	サービスを安定的に提供するため、現在の指定管理者を運営主体として民営化に向けた準備を進めていきます。	
297	貫井福祉園・貫井福祉工房の今後の運営方法は、令和2年度に検討するのか。検討の際には、利用者の意見を聞く場を設けてほしい。	今後の運営方法は、令和2年度に検討、令和3年度に決定する予定です。施設改修等も考慮して検討したうえで、運営方法や時期を決定していきます。 利用者や家族のご意見は、家族会等との懇談の機会に伺います。	
298	谷原フレンドの運営法人の継続に関し、利用者や家族の意向は反映されるのか。障害の特性から、環境の変化に敏感で影響を受けやすいため、継続を希望したい。	毎年行う利用者アンケートや、福祉サービス第三者評価等での利用者や家族のご意見を、選定時の評価に活かしています。	
299	谷原フレンドについて、今回の生活介護事業への機能転換で、週3回の通所日数は増える予定はあるか。	現在、通所日数の変更は予定していません。	
300	区内で障害者の数が増えているのか。サービスが充実していると考えて、区内に転居してくる障害者が多いのではないか。	障害者の数は増加傾向にありますが、全国的に見て、区の増加率が特に高いとは言えません。	
301	学校給食調理を委託した学校の子どもたちから、「自校方式の方が美味しかった」、「おかずが足りないので、他のクラスから集めてきた」、「宅配時間が遅れて給食時間に食べられなかった」等の声があり、様々な問題が出てきた。調理業務の委託は中止し、根本的に検証を行うべきである。	学校給食調理業務を委託している学校は、定期的に業務を確認し、改善が必要な事業者には指導をしています。今後も円滑な給食の提供ができるよう事業者への指導を徹底していきます。	
302	他の自治体の指定管理運営の図書館では、郷土資料を捨ててしまった、非正規労働の離職率が高い等、様々な問題が起きている。指定管理者運営は中止すべきである。石神井、練馬図書館の指定管理者制度導入も中止すべきである。	指定管理者制度を導入している図書館は、モニタリングを実施し、施設の管理運営について確認・検証しています。いずれの館も良好な評価を受けているほか、利用者アンケートでも高い満足度となっています。引き続き、指定管理者館も含めてサービスの向上と効率的な運営に努めていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
303	区は光が丘、練馬、石神井と3館で中央図書館的機能を担うと言ってきた。練馬図書館、石神井図書館も指定管理にして、直営が光が丘図書館だけになるのでは、中央図書館の機能が担えないのではないか。	光が丘図書館は既に中央館的機能を担っています。そのうえで、図書館のサービス向上と効率的な運営に向けて、石神井図書館と練馬図書館の指定管理者制度の導入を進めています。	
304	光が丘図書館、練馬図書館、石神井図書館の3館で、全図書館の管理、運営を統括する体制であったが、2館を指定管理に委ねるのはなぜか。光が丘図書館を増築し、名実ともに中央図書館にするのが先決ではないか。現在の状況下で、練馬図書館の指定管理導入は反対である。		
305	貫井図書館は狭いうえ、蔵書も少なく、指定管理制度により、司書等専門職の知見が活かされていない。蔵書構成等きちんとしたものにしてほしい。貫井図書館を区職員の司書がいる図書館に戻し、充実させることが、美術館に来た方にも評価されることになると思う。文教委員会で図書館に関する答弁を聞き、司書等の専門知識のない方であると驚いた。図書館充実のため専門職司書を区職員として採用し、活躍させてほしい。	貫井図書館は、指定管理者制度を導入し運営を行っています。指定管理者との協定において、司書または司書補資格を有する職員を全業務従事者の5割以上配置することとしており、利用者のニーズに即した図書館サービスを実施しています。改修にあたっては、令和2年度に策定する「(仮称)これからの図書館構想」を踏まえ、区民ニーズに対応する機能の充実を検討します。	
306	公的老人ホームと保育園、幼稚園を増やしてほしい。	民間事業者による特別養護老人ホーム、認可保育所、練馬こども園の整備を進めています。	
参考 民営化に向けての標準的な手順			
307	「民営化に向けての標準的な手順」には憲法や地方自治法からの発想がなく、公共施設を民間市場に投げ出す手順しか書かれてない。民営化ありきの手順は撤回すべきである。	医療や福祉、保育など多くの分野で民間が中心となって公的サービスを担っています。今後もサービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化に取り組みます。	
その他			
308	素案の中で「見直し」という言葉が多く使われている。見直しと言うと、やめてしまう方向であることが多いと思うが、発展的な見直しも行ってほしい。	見直しにあたっては、社会状況の変化に伴う区民ニーズへの対応や利便性の向上、持続可能性の確保の観点から、機能転換、統合・再編、複合化などを検討します。	
309	ほとんどの計画の具体的かつ細部にわたる内容が、今後策定されるというように受け取れる。この段階で、賛否を問い、仮に賛成が多かった場合、区の思惑で計画が進められることに、警戒心が起こる。住民本位の区政を念頭に、計画を慎重に、時間をかけて進められるよう望む。計画に関する住民説明会を早急に起案し、提示するよう要望する。	節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
310	ほとんどの計画の具体的な内容が、今後取り決められるように受け取れる。この段階で、賛否をと言われるても困る。具体的に計画を説明いただき、住民本位の立場で時間をかけて進めてほしい。民営化されると利益優先で、住民本位でなくなる恐れがあるので、住民説明会を早急に計画し、実施してほしい。	本計画（素案）について、区民意見反映制度を実施するとともに、32の関係団体などに説明会等を実施しています。今後も節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	
311	オープンハウスでの説明はなぜしないのか。説明会がある方が区民にとっては親切である。		
312	施設を統合・再編をする理由、具体的な考え方、計画の内容等について区民や施設利用者に対し事前説明会を行うことを強く要望する。利用者アンケート等を行い、利用者、区民の意見や要望を聞き、素案を作成し、理解と納得が得られるようできる限りの検討と努力をしていただきたい。		
313	区長が不特定多数に向けた懇談会や説明会を実施してほしい。区民や関係団体の求めに応じ、担当部署が来て説明会を開催してほしい。		
314	具体性が無く、曖昧模糊とした土建業界その他関連会社との癒着ではないか。まず、説明会を開催すべきである。区民の了解なく計画を進めることに反対である。		
315	区民・施設利用者にも事前の説明もなく、素案を作成することは中止すべきである。施設を統合する理由、具体的な考え方、計画の内容などについて、事前に説明会を行うことが先である。そのうえで、利用者アンケートなどを行い、意見や要望を聞いて素案を作成し、各地で説明を行い、理解と納得が得られるまで検討し、決定すべきである。		
316	区民や施設利用者にも事前に説明もなく、ホームページや図書館等で内容を把握、意見募集は1/17まで、本年3月中には策定では、乱暴なやり方である。行政としての責任をもって、区民が情報共有しやすい条件をつくってほしい。区民全体に関わる大事なことであるため、区報の特集紙面で知らせるべきである。		
317	意見募集期間は1か月少しである。真摯な、丁寧な、正直で、具体的な説明会を数多く開いた後、意見を募集してほしい。		
318	公共施設の見直しに当たっては、利用者の声を尊重してほしい。アンケートをとるのも一つの有効な手段である。	本計画（素案）について、区民意見反映制度を実施するとともに、32の関係団体などに説明会等を実施しています。今後も節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。 これまでも区民意識意向調査やアンケートを実施しており、必要に応じて検討します。	

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分	
319	「区民との協働」を謳うなら、区民意見を募集する段階から姿勢を見せるべきである。幅広い区民と向き合う企画がされていない。区民意見募集をどこの団体にも所属していない圧倒的多数の区民の声を聴く機会と捉え、区民と向き合う場を企画すべきである。	本計画（素案）について、区民意見反映制度を実施するとともに、32の関係団体などに説明会等を実施しています。 区民意見反映制度や関係団体への説明等において寄せられたすべてのご意見について検討したうえで、区の考え方を示しています。 今後も節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。		
320	これまでの計画等について、意見・要望をもとに検討したことを示す根拠を見たことも聞いたこともない。アリバイ作りに思える。意見を検討した経過を区民に分かりやすく説明してほしい。方針・計画に賛成ならば、検討するものではなく、方針通り進めることを前提に意見は留意するというものであり、反対や異なる要望には、唯々方針を繰り返すだけに終わっている。			
321	区民意見反映制度は形式的なもので、実質がない。制度の根本的な改善をしてほしい。利用者に、意見を直接聞く懇談の場・対話の場が数多く必要なのではないか。区民には、高齢者も多く、ホームページを開いたり、メール送信することが苦手な人も多くいる。区全体の計画は、膨大で、素人には読み取ることが難しい。公共団体は、どんな人からも公平に意見を聞く義務を負っているはずである。			
322	知り合いの90～95%は、パブリックコメント募集について「知らない」とのことだった。区報で見た記憶はあるが、やり方が分からないとの意見もあった。8本の計画について意見募集をすることは、負担である。制度を改善しなければならないと思う。			
323	パブリックコメントを求めるのは形式上のようにつづる。			
324	メールの受信エラーが発生し、パブリックコメントの受付の締め切り期限が延長になった。区は広く区民からの意見を募る姿勢があるのか。パブリックコメントに対する区の姿勢、本気度を示す必要がある。			メールが送れなかったことについて、お詫びいたします。ご指摘をいただき、再度、お送りいただけるよう、1週間締め切りを延長しました。
325	区民事務所などの窓口で素案を持ち帰れるようにすべきである。意見を求め、反映する気があるのか、区の姿勢に疑問を感じる。			本計画（素案）は、区のホームページに掲載する他、各図書館、各区民事務所等でも配付しています。ホームページ等で閲覧が困難な場合は、郵送で冊子をお送りしています。
326	素案を手に入れることが難しい。地域生活に密接にかかわる問題に意見を求める資料は、地域集会所、地区区民館、駅、郵便局、学校、保育所、スーパーの店頭など身近な場所に置き、持ち帰れる状態にしてほしい。具体的な内容のわかりやすく説明した印刷物として、簡単に手に入るようにしてほしい。			
327	計画を検討できるような条件を保障してほしい。ホームページ以外には、図書館や区民情報ひろばでしか閲覧できない。図書館では配付部数を用意したのか。区報を活用するなど、区民に届くよう配慮してほしい。			
328	要望されるすべての人に冊子として渡してほしい。ホームページや特定の場所に行けば閲覧できるでは、不親切である。パブリックコメントを出すなどと言っているように感じる。			

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
329	意見を企画課に持参した際、無言で用紙を受けただけだった。「確かに受け取りました」とか、「ご意見有難うございます」とか、言葉を交わすのが本来の姿ではないか。区民の意見を聞きながら計画を仕上げようと考えていないのか。パブリックコメントで意見を募るなら、担当課の姿勢を改めないと、区民本位の計画はできない。	適切な窓口対応に努めます。 本計画（素案）について、区民意見反映制度を実施するとともに、32の関係団体などに説明会等を実施しています。 区民意見反映制度や関係団体への説明等において寄せられたすべてのご意見について検討したうえで、区の考え方をお示ししています。 今後も節目節目で区民の皆様や区議会のご意見を伺いながら進めていきます。	
330	寄せられたパブリックコメントとそれに対する回答は、全文、区報や区のホームページに掲載することを希望する。	練馬区区民意見反映制度に関する規則に基づき、お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方を区のホームページ等で公表します。 区報への掲載は紙面の都合上、主なご意見としています。	
331	パブリックコメントは、編集や要約することなく、全文・全部載せて回答してほしい。	練馬区区民意見反映制度に関する規則に基づき、お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方を区のホームページ等で公表します。	
332	区民から提出された意見は、要約することなく掲載すべきである。区のお考えとは違う意見に対しても誠実に回答してほしい。	練馬区区民意見反映制度に関する規則に基づき、お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方を区のホームページ等で公表します。 すべてのご意見について検討したうえで、区のお考えをお示ししています。	
333	素案と違う方向性であってもパブリックコメントで多く出された意見は、政策に反映するよう必ず努力してほしい。パブリックコメントへの回答の仕方として、しません、できません、やりません、といったニュアンスで即座に否定するのは、区民に失礼である。	すべてのご意見について検討したうえで、区のお考えをお示ししています。	
334	パブリックコメント全部に区長は目を通してしているのか。パブリックコメントは担当部署からの回答だけではなく、区長自身からの返事もほしい。		
335	区議会や委員会、区の施策に関する委員会や会議では、出席者等への事前の送付資料の中に、関連するパブリックコメントも含めてほしい。それらを踏まえて、会議等で諮るようにしてほしい。	計画の策定にあたっては、お寄せいただいたご意見の概要、区のお考え方、計画案への修正内容を区議会で報告し、ご意見をいただいたうえで、成案としています。	
336	施設が多岐にわたっている。網羅的に見ることができないため、一覧があったほうが優先順位などが分かって良い。	今後の参考とします。	
337	憲法の地方自治の精神、地方自治法の精神に基づき計画を定めることを明記すべきである。憲法と地方自治法に照らして見直しが必要な点は、大胆に見直し、検討をすることを明記すべきである。	練馬区公共施設等総合管理計画は、公共施設の維持・更新、管理の総合的なマネジメントに取り組み、練馬区の実情に即した望ましい施設を実現することを目標としています。その趣旨を記載します。	
338	国が各自治体に要請した公共施設等総合管理計画は、人口減少を前提にした計画である。それ以降、地方から東京に人口移動が進んでいることは、各分野の識者も指摘している。非科学的な根拠から出発した公共施設等総合管理計画を抜本的に見直すこと必要である。		
339	第1章に、「憲法と地方自治法の精神に基づき、区民の命と暮らしを守る視点から計画作成をすすめる」と記載すべきである。		

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
340	区は、二言目には予算がないというが、税金の使い方次第ではないか。校庭を分断するような道路の計画、1メートル1億円もする道路、莫大な税金を使う駅前開発、これらはこれからの高齢化社会に役に立ち、地域の活性化につながるのか。区民目線で地域の活性化のために税金を役立てほしい。	区民の皆様や区議会からのご意見を伺い、区の新たな総合計画として「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定しました。ビジョンに基づき、子ども、高齢者、障害者の福祉の充実、都市計画道路の整備などに取り組んでいます。	
341	税金の使い方が問題である。区民事務所あらゆる分野が統合され不便である。以前の身近な出張所は、区民サービスを体現していた。出張所の廃止ではなく、役割をどう果たしていくか、今の時代にあわせるためにどうするかを考えるべきだった。	出張所は、郵便局やコンビニでの証明書交付の開始等により、機能の必要性が低下したため、廃止しました。跡施設活用は、出張所ごとに住民説明会、区民意見反映制度等で区民の皆様からご意見を伺ったうえで、「出張所跡施設活用計画」を策定し、地域包括支援センターや図書館資料受取窓口に転換するなど、区民ニーズに応える活用を図っています。	
342	空き部屋を検索するが、日中の空きが無く困っている。学びや住民交流の場を更に増やし拡充する必要がある。	区立施設全体の施設の稼働率は約50%にとどまっています。ICTを活用して空き施設の状況をさらにわかりやすくするなど、既存施設を有効活用できる方策を検討します。	
343	すべての集会施設の予約システムを統合し、利用しやすくしてほしい。	区立施設の予約システムは、施設の設置目的や利用状況にあわせてシステムを構築しています。地域集会施設と文化・スポーツ施設とでは利用要件が異なるため、現段階では統合は困難です。各システムへ相互にアクセスできるよう、画面上にリンクボタンを設置し、利便性の向上を図っています。 今後も施設を利用する方にとってより使いやすいシステムになるよう、適宜、見直しをしています。	
344	子どもを取り巻く環境が日々大きく変わっている。子どもたちが何を求めているのか直接耳を傾けてみてはどうか。子ども世界を第一に考え行動する。簡単なことではないが、これからも人と笑顔で溢れる区であるためには、区は今から行動しないといけない。	児童館やねりっこクラブでは、利用者満足度調査に子ども向けの設問を設けています。「第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画」の策定においては、中学生・高校生に対しニーズ調査を実施しました。現場における日々の子どもたちの声にも耳を傾けながら、引き続き子ども施策の充実に取り組みます。	
345	西暦の記述がなく、面倒である。日本の元号と併記、もしくは西暦のみの方が合理的である。	年号は、区が策定する様々な計画等にあわせ、表紙を除き和暦で記載しています。	
346	社会学における「ソーシャルキャピタル」という概念について、自宅から半径500メートル以内に利用可能な公共施設があると住民が比較的健康であり、介護保険料等の支出が少ないという研究がある。本計画はこのようなバランスを検討して策定されたものなのか。	地区区民館、地域集会所は、概ね半径700メートルに1か所設置しています。そのほか、98の区立小中学校など、全部で700以上の区立施設を各地域に整備しています。	
347	ハザードマップで浸水地域に公共施設が避難所として指定されているところがある。見直してほしい。	東京都が公表した浸水予想広域図に基づき、令和元年12月に水害ハザードマップを見直し、浸水深が深いと想定される地域の区立施設は、水害時の避難所から除きました。最新の水害ハザードマップは、区ホームページに掲載するほか、区役所や区民事務所等で配付しています。また、令和2年3月までに防災の手引きとあわせて全戸配付します。	
348	計画期間が5年度までは、長いと感じる。計画期間中の見直しが必要ではないか。	実施計画は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の令和4年度以降の「アクションプラン（年度別取組計画）」の策定にあわせて、令和3年度に見直しを行う予定です。	

**練馬区公共施設等総合管理計画
〔実施計画〕**

令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)

< 案 >

令和2年(2020年)3月

練 馬 区

目次

はじめに	1
1 実施計画の目的、位置づけ	1
2 計画期間	1
3 実施計画の内容	1
実施計画の見方	2
第1章 施設配置の最適化の推進	4
1 機能の転換	4
2 統合・再編	4
3 複合化	4
第2章 リーディングプロジェクト	6
1 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備	6
2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約	7
3 北保健相談所移転と周辺施設の集約	8
4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編	9
5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編	10
第3章 区立施設改修・改築等実施計画	11
1 施設種別ごとの取組	11
(1) 庁舎等	11
(2) 保健相談所	13
(3) 資源循環センター	14
(4) 土木出張所、公園出張所	15
(5) 文化・生涯学習施設	16
(6) スポーツ施設	18
(7) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設	19
(8) 子どもと青少年の施設	20
(9) 高齢者福祉施設	24
(10) 障害者福祉施設	25
(11) 地域の施設	26
(12) 教育施設	28
(13) 花とみどりの相談所	29

2	学校施設および区立施設の長寿命化	30
(1)	学校施設の長寿命化	31
(2)	区立施設（学校施設を除く）の長寿命化	34
3	跡施設・跡地の活用	36
(1)	旧 光が丘第七小学校	36
(2)	現 春日町児童館・敬老館	36
(3)	現 光が丘保管所（再利用家具置場）	37
(4)	現 シルバー人材センター作業所	37
(5)	田柄第二ストックヤード跡地	38
(6)	現 光が丘病院施設	38
4	外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設	39
(1)	民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター	39
(2)	作業所・生活介護施設	39
5	区立施設マネジメントの推進	41
(1)	改修・改築等を進める際の庁内検討の仕組みを構築	41
(2)	第三者によるマネジメントチェックの推進	41
(3)	民間活力の活用	41
第4章 委託・民営化実施計画		43
1	区立施設の管理運営手法の基本的な考え方	43
(1)	管理運営手法選択の考え方	43
(2)	民営化の進め方	44
2	施設種別ごとの取組	46
(1)	子どもと青少年の施設	46
(2)	高齢者福祉施設	50
(3)	障害者福祉施設	51
(4)	清掃事務所	55
(5)	教育施設	56
(6)	文化・生涯学習施設	57
(7)	花とみどりの相談所	58
参考 民営化に向けての標準的な手順		59
付属資料		61

はじめに

1 実施計画の目的、位置づけ

平成 28 年 10 月に策定した区政改革計画に基づく個別計画として、平成 29 年 3 月に公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。総合管理計画では、区立施設や都市インフラの維持・更新、管理の総合的マネジメント方針を示しました。

区立施設のマネジメントは、単に施設の総量削減、コストの削減を目指すものではなく、社会の状況が大きく変化するなか、長期的な視点に立ち、練馬区の実情に即した望ましい施設の実現を目標としています。

実施計画は、区立施設のマネジメントをハード、ソフトの両面から推進するため、年度別の具体的な取組内容を定めるものです。

本実施計画では、平成 30 年 3 月に策定した実施計画の取組を踏まえ、令和 2 年度からの取組内容を示しています。

2 計画期間

平成 31 年 3 月に、平成 31 年度から 5 年間で計画期間とする「第 2 次みどりの風吹くまちビジョン」（以下「第 2 次ビジョン」という。）を策定し、令和元年 6 月に、令和 3 年度までの「アクションプラン（年度別取組計画）」をとりまとめました。

本実施計画は、「第 2 次ビジョン」とあわせて、令和 5 年度までを計画期間とし、令和 4 年度以降の「アクションプラン（年度別取組計画）」の策定にあわせて見直しを行います。

3 実施計画の内容

実施計画では、区立施設の維持・更新や委託・民営化に関する年度別計画を明らかにします。

道路や橋梁等の都市インフラについては、令和元年 6 月に策定した「第 2 次ビジョン」の「アクションプラン（年度別取組計画）」において、年度別取組を明らかにしているため、実施計画には掲載しないこととします。

【実施計画の見方】

取組の概要を紹介しています。

令和4年度以降の年度別の取組内容は本計画の見直しの際に、明らかにします。

福祉作業所

北町福祉作業所は、大規模改修を行います。その際には、北保健相談所の移転に伴う空きスペースを活用し、利用者の高齢化に対応した機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。＜リーディングプロジェクト3＞

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【北町福祉作業所】 大規模改修 生活介護事業の開始 [再掲]	実施設計	実施設計	工事	生活介護事業の開始
事業費(百万円)		23	528	

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

令和2年3月1日時点の組織名を記載しています。

第2章リーディングプロジェクトに掲載している施設を「再掲」としています。

「事業費」欄

各年度に必要な事業費を十数万円の位を四捨五入し、百万円単位で記載しています。百万円未満の事業費は、1百万円としています。

事業にかかる初期経費(インシャルコスト)を計上しています。施設整備後の維持管理費・運営費のような経常的経費(ランニングコスト)は、事業費には含まず、各年度の予算で計上するものとしています。

事業費の内訳：計画等策定支援委託料、設計委託料、工事費、工事監理費、仮設施設等賃借料など

令和3年度の事業費は、策定時点で見込まれる金額を計上しています。当該年度の予算編成時に改めて精査します。

リーディングプロジェクトと施設種別ごとの取組の両方に掲載している事業は、それぞれに事業費を掲載しています。

【凡例】 「0」...事業計画はありますが、経費を必要としないものです。

「-」...事業完了により事業費がないものです。

「***」...検討・協議の結果に基づき今後必要な経費を計上していくものです。

第1章 施設配置の最適化の推進

公共施設等総合管理計画に示した「施設配置の最適化方針」に基づき、改修・改築を進めるにあたっては、これまでの機能をそのまま更新するのではなく、「将来にわたって行政が確保すべき機能か」、「費用対効果の面で効率性はどうか」、「対象やサービス内容が他と重複していないか」、「現在の施設でないと提供できないサービスか否か」などの視点から見直します。そのうえで、つぎの3つの手法を組み合わせることにより、施設配置の最適化を推進します。

1 機能の転換

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮し、優先度が高い機能への転換を検討します。

機能の転換により、有効活用が困難な場合は、貸付や売却を検討します。

また、利用が限定的となっている施設は、より幅広い活用ができるよう、機能を転換します。

2 統合・再編

同種あるいは類似の施設が重複している区立施設は、施設の配置バランス・箇所数などを考慮し、公平性や良好なサービス提供の観点から統合・再編を実施します。現在の施設(場所・建物)でなくても提供できるサービスは、移転・集約を検討します。

地域施設(児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所)は、統合・再編し、長期的には概ね中学校区に1か所程度になるよう、再配置を検討します。

3 複合化

大規模改修や改築の際には、周辺施設や新たな区民サービスの機能との複合化を検討します。複数の機能を一つの施設へ集約することで、施設規模の抑制・延床面積の削減を図りつつ、必要な機能を備えます。

また、まちづくりにあわせて、駅周辺への施設の集約を検討します。その際は、民間の資金、ノウハウの活用も含めて検討します。

小中学校は、改築にあわせて周辺施設との複合化を検討します。

【令和2～5年度の検討対象例】

施設名	検討の方向性
・石神井庁舎	・まちづくりにあわせて、石神井庁舎の機能の一部を再開発ビルへ移転し、その後の建物・敷地の有効活用を検討します。
・資源循環センター ・光が丘保管所(再利用家具置場)	・資源循環センターの拡張整備にあわせて、光が丘保管所(再利用家具置場)を集約します。
・東京中高年齢労働者福祉センター(サンライフ練馬) ・勤労福祉会館	・サンライフ練馬は、美術館の拡張によるスペースの活用を見据え、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。 ・勤労福祉会館は、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。
・春日町青少年館 ・南大泉青少年館	・社会状況の変化に伴う区民ニーズや利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。 ・春日町青少年館は、施設貸出機能を備えた春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討します。
・中村敬老館 ・高野台敬老館	・街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。
・春日町南地区区民館	・春日町青少年館、春日町地域集会所との統合・再編を検討します。
・春日町地域集会所	・春日町青少年館、春日町南地区区民館との統合・再編を検討します。
・旭丘小学校 ・旭丘中学校 ・栄町児童館 ・栄町敬老館	・新たな小中一貫教育校(旭丘小学校・旭丘中学校)の整備にあわせて、栄町児童館、栄町敬老館を複合化します。 ・栄町敬老館は、街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

改修・改築に関わらず、稼働率が低い施設、調理室など利用が限定的で効率性が低い部屋の機能転換等を検討します。

参考 【平成21年度以降の主な取組事例】

旧施設名	新たな活用内容
光が丘第二小学校 (平成22年3月閉校)	学校教育支援センター(平成26年4月から) 防災学習センター(平成26年4月から)
光が丘第五小学校 (平成22年3月閉校)	こども発達支援センター(平成25年1月から) 文化交流ひろば(平成25年4月から)
第四土木出張所 (平成23年3月廃止)	建物を除却し、跡地を社会福祉法人への貸付け：認可保育所開設(平成25年4月から)
出張所(11か所) (平成29年3月廃止)	地域包括支援センター6か所(平成29年4月から順次) 街かどケアカフェ4か所(平成29年4月から順次) 図書館資料受取窓口2か所(平成29年9月から)

この他に現在進めている取組は、本実施計画の中で示しています。

第2章 リーディングプロジェクト

1 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備

高野台運動場用地に回復期・慢性期の機能を有する病院を誘致します。あわせて、同敷地に民間事業者が整備・運営する福祉園を誘致します。隣接する高野台防災備蓄倉庫は改築・拡張しました。

近接する石神井町福祉園は廃止し、跡地には、重度障害者グループホームを誘致します。重度障害者グループホームと一体化した地域生活支援拠点を目指します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
高野台運動場用地				
【病院の誘致】 病院開設 ¹	実施設計	工事	工事 開設	
【福祉園の誘致】 福祉園開設 ¹	実施設計	工事	工事	開設
【高野台防災備蓄倉庫】 改築・拡張	工事 使用開始 (平成30年度)			
【運動場既存建物】 建物除却	除却工事 (平成30年度)			
現 石神井町福祉園用地				
【石神井町福祉園】 施設廃止			除却設計	施設廃止 除却工事
【重度障害者グループ ホーム誘致】 施設整備工事			運営事業者選定 設計 ¹	工事 ¹
事業費(百万円)		344	815	

1...設計・工事は事業者が実施

事業実施課：地域医療担当部 医療環境整備課

福祉部 障害者施策推進課

危機管理室 防災計画課

2 新たな小中一貫教育校の設置と周辺施設の集約

旭丘小学校、旭丘中学校は新たな小中一貫教育校として改築します。あわせて、老朽化している栄町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事	調整	基本設計	実施設計	実施設計 工事
【児童館・街かどケア カフェ・地域包括支援 センター】 小中一貫教育校と複合化 し、移転・改築	調整	基本設計	実施設計	実施設計 工事
事業費(百万円)		159	78	

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

こども家庭部 子育て支援課

高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

3 北保健相談所移転と周辺施設の集約

北保健相談所を平和台駅近くへ移転・改築します。あわせて、老朽化している春日町児童館・敬老館を複合化し、新たな区民ニーズに応える児童館や街かどケアカフェ、地域包括支援センターに機能転換します。

北保健相談所の移転に伴う空きスペースは、北町福祉作業所の利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため機能を拡充し、生活介護事業を開始するとともに、シルバー人材センター作業所の移転先として活用します。北町福祉作業所の大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
(新)北保健相談所				
【北保健相談所・児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター】 複合化・移転・改築	実施設計 工事	工事	開設	
現北保健相談所				
【北町福祉作業所】 大規模改修 生活介護事業の開始	実施設計	実施設計	工事	生活介護事業の開始
【シルバー人材センター作業所】 大規模改修 移転・使用開始	実施設計	実施設計	工事	移転・使用開始
事業費(百万円)		674	737	

事業実施課：健康部 健康推進課

こども家庭部 子育て支援課

高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

福祉部 障害者施策推進課

4 美術館の再整備にあわせた中村橋駅周辺施設の統合・再編

美術館は、優れた企画展等により好評を博していますが、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています。東京中高年齢労働者福祉センター（以下「サンライフ練馬」という。）など、周辺施設とあわせて拡張し、収蔵コレクションや大規模企画展、重要文化財や国宝なども鑑賞できる場へと再整備します。美術の森緑地と商店街・駅へと続く動線と一体化して、美術館を核とした街並みを実現します。

貫井図書館は、美術館の改修にあわせて一体的に整備します。

サンライフ練馬は、美術館の拡張によるスペースの活用を見据え、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。

中村橋区民センターは、美術館の再整備やサンライフ練馬の今後のあり方を踏まえて、大規模改修の内容を決定します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【美術館】 再整備基本構想に基づく改修・増築に着手	検討	構想の策定	設計者選定 設計	設計
【貫井図書館】 美術館の再整備基本構想に基づく改修に着手	検討	構想の策定	設計者選定 設計	設計
【サンライフ練馬】 機能の見直し・決定・調整	検討	決定	見直しに基づく調整	調整
【中村橋区民センター】 大規模改修の内容の決定	検討	検討	検討	決定
事業費（百万円）		9	42	

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

教育振興部 光が丘図書館

産業経済部 経済課

福祉部 障害者サービス調整担当課

5 練馬春日町駅周辺施設の統合・再編

練馬春日町駅周辺には、施設貸出機能を備えた春日町青少年館、春日町南地区区民館、春日町地域集会所があり、各施設とも大規模改修が必要な時期となっています。

各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、新たな区民ニーズへの対応も考慮しながら、統合・再編や機能転換を検討し、改修・改築の方向性を定めます。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【春日町青少年館・春日町南地区区民館・春日町地域集会所】 改修・改築の方向性の決定・実施	検討	検討	決定	決定に基づく実施
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：こども家庭部 青少年課

地域文化部 地域振興課

第3章 区立施設改修・改築等実施計画

1 施設種別ごとの取組

(1) 庁舎等

練馬区役所

区の行政機能の中核となる施設であり、あわせて区議会があります。災害時には防災拠点としての機能も担います。行政機能に滞りのないよう、計画的に改修を行っています。

西庁舎は、令和元年度に外壁等の修繕と設備の更新が概ね完了します。

東庁舎は区役所周辺の施設との統合・再編の可能性を含めて検討し、本庁舎と東庁舎の改修等の計画を定めます。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【本庁舎・東庁舎】 改修等の計画策定 設計	基本方針検討	基本方針策定	計画検討	計画策定 設計
事業費(百万円)		10	***	

事業実施課：総務部 総務課

石神井庁舎

石神井庁舎は、石神井区民事務所、石神井総合福祉事務所など、様々な公共サービス機能を備えています。

区民の利便性を考慮し、石神井公園駅南口西地区の再開発事業にあわせて、石神井庁舎から再開発ビルへと機能の一部を移転します。その他の機能については、今後の方向性を検討します。石神井庁舎の建物・敷地は、有効活用に向けて、改修・改築や民間活力の活用等を検討します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
再開発ビルへ移転する 機能の決定	検討	決定		
その他の機能の方向性 の検討	検討	検討	検討	検討
建物・敷地の有効活用 の検討	検討	検討	検討	検討
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：企画部 企画課

総務部 総務課

都市整備部 西部地域まちづくり課

中村北分館

区の情報処理センターとして引き続き活用するとともに、空きスペースの活用の方
向性を決定します。なお、令和5年度に建物と敷地を買い取る方針です。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
空きスペース活用に向 けた方向性の決定	検討	検討	検討	建物・敷地の取得 方向性の決定
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：企画部 企画課、情報政策課

(2) 保健相談所

北保健相談所を平和台駅近くへ移転・改築します。周辺の区立施設と複合化することで、区民の利便性の向上を図ります。＜リーディングプロジェクト3＞

豊玉保健相談所は、併設の障害者地域生活支援センター等とあわせて、周辺施設との統合・再編の可能性を含めて検討し、改修・改築等の方向性を定めます。

大泉保健相談所は、築30年以上経過し大規模改修が必要になることから、移転・改築の可能性も含めて検討します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【北保健相談所】 移転・改築 [再掲]	実施設計 工事	工事	開設	
【豊玉保健相談所】 改修・改築等の方向性 の決定	検討	検討	検討	決定
【大泉保健相談所】 検討	検討	検討	検討	検討
事業費(百万円)		418	0	

事業実施課：健康部 健康推進課

(3) 資源循環センター

不燃ごみの資源化を進めるため、資源循環センターを拡張整備します。あわせて、光が丘保管所（再利用家具置場）を集約します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
拡張整備	基本設計 実施設計	実施設計 工事	工事 開設	
事業費(百万円)		387	564	

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

(4) 土木出張所、公園出張所

東部土木出張所支所は、東京都下水道局の浸水対策整備事業に伴い、平成29年度に東京都が解体しました。事業終了後の令和5年度に、同じ敷地に改築する予定です。

西部土木出張所と西部公園出張所は、石神井庁舎の将来的な建物・敷地の有効活用の検討にあわせて、今後の施設配置の方向性を検討します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【東部土木出張所支所】 改築 ¹		基本設計	実施設計	工事 開設
【西部土木出張所】 方向性の検討	検討	検討	検討	検討
【西部公園出張所】 方向性の検討	検討	検討	検討	検討
事業費(百万円)		0	0	

1...設計・工事等は東京都が費用負担

事業実施課：土木部 道路公園課、維持保全担当課

(5) 文化・生涯学習施設

練馬文化センター

天井の改修を実施します。それに伴い、音響設備等の更新を行います。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
天井の改修および音響設備等の更新	改修方針の決定	基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工事
事業費(百万円)		19	93	

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

美術館

美術館は、優れた企画展等により好評を博していますが、7,000点を超える収蔵品の活用や大規模企画展の開催にはスペースが不足しています。サンライフ練馬など、周辺施設とあわせて拡張し、収蔵コレクションや大規模企画展、重要文化財や国宝なども鑑賞できる場へと再整備します。美術の森緑地と商店街・駅へと続く動線と一体化して、美術館を核とした街並みを実現します。〈リーディングプロジェクト4〉

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
再整備基本構想に基づく改修・増築に着手 [再掲]	検討	構想の策定	設計者選定 設計	設計
事業費(百万円)		9	42	

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

生涯学習センター、同分館

生涯学習センターは、大規模改修を行います。

生涯学習センター分館は、必要な機能を精査し代替機能を確保したうえで、廃止を検討します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【生涯学習センター】 大規模改修	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事(完了)
【生涯学習センター分館】 方向性の検討	検討	検討	検討	検討
事業費(百万円)		23	437	

事業実施課：地域文化部 文化・生涯学習課

図書館

これからの図書館に求められる機能を検討し、改修に反映します。

練馬図書館は、併設の生涯学習センターとあわせて大規模改修を行います。

貫井図書館は、併設の美術館の改修にあわせて一体的に整備します。 <リーディングプロジェクト4 >

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【練馬図書館】 大規模改修 ¹	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事(完了)
【貫井図書館】 美術館の再整備基本構想 に基づく改修に着手 ² [再掲]	検討	構想の策定	設計者選定 設計	設計
事業費(百万円)		0	193	

1...設計費は「(5) 生涯学習センター」に計上

2...設計費は「(5) 美術館」に計上

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館

(6) スポーツ施設

体育館・プール

光が丘体育館は、アリーナ床等を改修し、車椅子利用の方でも使いやすい環境を整えます。

石神井プールは、施設が老朽化していることから、今後のあり方を検討し、方向性を定めます。

総合体育館は、改築に向けて、効率的に整備するための事業方式や、現在地以外への移転の可能性も含めて検討します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【光が丘体育館】 アリーナ床等改修	設計	工事		
【石神井プール】 方向性の決定・実施	検討	決定	決定に基づく 実施	実施
【総合体育館】 改築に向けた検討	検討	検討	検討	検討
事業費(百万円)		636	***	

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

運動場等

大泉学園町希望が丘公園運動場は、多目的運動広場の拡張工事を行います。

石神井松の風文化公園の拡張工事にあわせて、スポーツ施設を整備します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【大泉学園町希望が丘 公園運動場】 第 期整備	設計 整備	整備		
【石神井松の風文化公園】 スポーツ施設の整備	整備内容検討	整備内容決定	設計	設計 整備(完了)
事業費(百万円)		100	***	

事業実施課：地域文化部 スポーツ振興課

(7) 産業振興・勤労者福祉施設、集会施設

東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）

美術館の拡張によるスペースの活用を見据え、社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。

<リーディングプロジェクト4>

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
機能の見直し・決定・ 調整 [再掲]	検討	決定	見直しに基づ く調整	調整
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：産業経済部 経済課

勤労福祉会館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況等を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。それに基づき、大規模改修に着手します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
機能の見直し・決定 大規模改修に着手	検討	検討	決定	基本設計
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：産業経済部 経済課

(8) 子どもと青少年の施設

保育園

貫井第二保育園と貫井保育園は、大規模改修を行います。

上石神井第三保育園は、都営住宅の建替えにあわせて改築します。

その他3園の大規模改修に着手します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【貫井第二保育園】 大規模改修	修正設計	工事		
【貫井保育園】 大規模改修	基本設計	実施設計	工事	
【上石神井第三保育園】 改築 ¹		工事	工事	工事 開設
その他令和3年度以降 に工事着手する施設 (3施設)			基本設計 1施設	基本設計2施設 実施設計2施設 工事1施設
事業費(百万円)		814	470	

1...都営住宅の建替えに伴う改築。東京都主体で施工

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、保育課、保育計画調整課

学童クラブ

北大泉地区区民館の改修にあわせて、館内の学童クラブを大泉第一小学校内に設置します。

大泉南小学校、光が丘夏の雲小学校、上石神井北小学校は、小学校内に設置します。下石神井小学校および関町北小学校は、改築にあわせて、校舎内に学童クラブを設置します。学童クラブを小学校内に設置する際には早期に「ねりっこクラブ」への移行を進めます。

その他小学校内学童クラブ7施設の整備に着手します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【大泉第一小学校内学童クラブ】 開設	設計	工事	開設	
【大泉南小学校内学童クラブ】 開設	設計	工事	開設	
【光が丘夏の雲小学校内学童クラブ】 開設		設計	工事	開設
【上石神井北小学校内学童クラブ】 開設			設計	工事 開設
【下石神井小学校内学童クラブ】 ¹ 開設	工事 (学校改築)	工事 (学校改築)	開設	

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【関町北小学校内学童 クラブ】 ¹ 開設		工事 (学校改築)	工事 (学校改築)	工事(学校改築) 開設
その他令和3年度以降 工事着手する施設 (7か所)			設計4施設	設計3施設 工事7施設 開設4施設
事業費(百万円)		111	29	

1...事業費は「(12) 小中学校」に計上

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、こども施策企画課

子ども家庭支援センター

都営住宅(上石神井四丁目団地)の建替えにあわせて、子ども家庭支援センター分室を新設します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
子ども家庭支援セン ター分室の新設 ¹		工事	工事	工事 開設
事業費(百万円)		34	34	

1...都営住宅の建替えに伴う新築。東京都主体で施工

事業実施課：こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター

児童館

春日町児童館は、北保健相談所の移転・改築にあわせて複合化し、移設します。新たな区民ニーズに応えるため、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。〈リーディングプロジェクト3〉

栄町児童館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、乳幼児と保護者や中学生・高校生向けのサービス等を充実します。〈リーディングプロジェクト2〉

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【春日町児童館】 (新)北保健相談所と 複合化し、移転・改築 [再掲]	実施設計 工事	工事	開設	
【栄町児童館】 小中一貫教育校と複合 化し、移転・改築 ¹ [再掲]	調整	基本設計	実施設計	実施設計 工事
事業費(百万円)		194	0	

1...事業費は「(12) 小中学校」に計上

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

青少年館

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。春日町青少年館は、周辺の春日町南地区区民館、春日町地域集会所との統合・再編を検討し、改修・改築の方向性を定めます。〈リーディングプロジェクト5〉

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【春日町青少年館】 機能の見直し・決定 改修・改築の方向性の 決定・実施 [再掲]	検討	検討	決定	決定に基づく実施
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(9) 高齢者福祉施設

敬老館

春日町敬老館は、北保健相談所の移転・改築にあわせて複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。〈リーディングプロジェクト3〉

栄町敬老館は、新たな小中一貫教育校（旭丘小学校・旭丘中学校）の設置にあわせて複合化し、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。〈リーディングプロジェクト2〉

中村敬老館と高野台敬老館は、街かどケアカフェと地域包括支援センターに機能転換します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【春日町敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換 [再掲]	実施設計 工事	工事	開設	
【栄町敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換 ¹ [再掲]	調整	基本設計	実施設計	実施設計 工事
【中村敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換	調整	設計	工事	工事 開設
【高野台敬老館】 街かどケアカフェ・地域包括支援センターへの機能転換	調整	調整	設計	工事 開設
事業費(百万円)		54	79	

1...事業費は「(12) 小中学校」に計上

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課、高齢者支援課

(10) 障害者福祉施設

福祉作業所

北町福祉作業所は、大規模改修を行います。その際には、北保健相談所の移転に伴う空きスペースを活用して、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。〈リーディングプロジェクト3〉

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【北町福祉作業所】 大規模改修 生活介護事業の開始 [再掲]	実施設計	実施設計	工事	生活介護事業の開始
事業費(百万円)		23	528	

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

心身障害者福祉センター（中村橋区民センター内）

美術館の再整備やサンライフ練馬の今後のあり方を踏まえて、大規模改修の内容を決定します。〈リーディングプロジェクト4〉

大規模改修の際には、工事中の一時移転施設として光が丘第七小学校跡施設を活用します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
大規模改修の内容の決定 [再掲]	検討	検討	検討	決定
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

(11) 地域の施設

地区区民館

大規模改修未実施の施設について、順次改修を行います。改修の際には、新たな地域施設への機能再編を行い、あわせてバリアフリー化を進めます。

中村橋区民センター内にある貫井地区区民館は、美術館の再整備やサンライフ練馬の今後のあり方を踏まえて、大規模改修の内容を決定します。〈リーディングプロジェクト4〉

春日町南地区区民館は、周辺の春日町青少年館、春日町地域集会所との統合・再編や機能転換を検討し、改修・改築の方向性を定めます。〈リーディングプロジェクト5〉

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【田柄地区区民館】 大規模改修	実施設計	工事	工事	
【旭町南地区区民館】 大規模改修	実施設計	工事	工事	
【北大泉地区区民館】 大規模改修	基本設計	実施設計	工事	
【東大泉地区区民館】 大規模改修		基本設計	実施設計	工事(完了)
【西大泉地区区民館】 大規模改修			基本設計	実施設計 工事(完了)
【貫井地区区民館】 大規模改修の内容の決定 [再掲]	検討	検討	検討	決定
【春日町南地区区民館】 改修・改築の方向性の 決定・実施 [再掲]	検討	検討	決定	決定に基づく実施
事業費(百万円)		794	1,123	

事業実施課：地域文化部 地域振興課

地域集会所

春日町地域集会所は、周辺の春日町青少年館、春日町南地区区民館との統合・再編や機能転換を検討し、改修の方向性を定めます。＜リーディングプロジェクト5＞

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【春日町地域集会所】 改修の方向性の決定・ 実施 [再掲]	検討	検討	決定	決定に基づく実施
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：地域文化部 地域振興課

(12) 教育施設

小中学校

学校施設管理実施計画に基づき、概ね年間2校ずつ計画的に改築を進めていきます。改築にあたっては、周辺施設の複合化を検討します。

旭丘小学校・旭丘中学校の小中一貫教育校の設置や周辺施設の複合化に向けて、保護者や地域の意見を聞きながら取り組んでいきます。〈リーディングプロジェクト2〉

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【下石神井小学校】 改築工事完了	工事	工事	工事	
【石神井小学校】 改築工事完了	工事	工事	工事	
【大泉西中学校】 改築工事完了	工事	工事	工事	
【関町北小学校】 改築工事完了	実施設計 工事	工事	工事	工事(完了)
【上石神井北小学校】 改築工事	基本設計	実施設計	実施設計 工事	工事
【旭丘小学校・旭丘中学校】 小中一貫教育校設置に向けた改築工事 [再掲]	調整	基本設計	実施設計	実施設計 工事
【向山小学校】 改築工事		調整	基本設計	実施設計 工事
【田柄中学校】 改築工事		調整	基本設計	実施設計 工事
その他令和4年度以降 に工事着手する施設 (4施設)			調整	基本設計4施設 実施設計2施設
事業費(百万円)		5,446	5,392	

事業実施課：教育振興部 教育施策課、学校施設課

(13) 花とみどりの相談所

隣接する四季の香ローズガーデンの拡充とあわせて、大規模改修を行います。

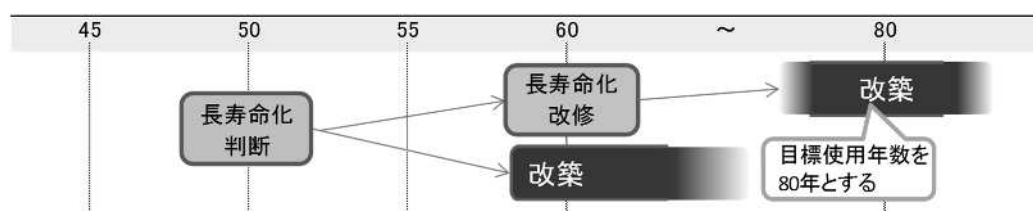
5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
大規模改修	実施設計	工事		
事業費(百万円)		227		

事業実施課：環境部 みどり推進課

2 学校施設および区立施設の長寿命化

区では施設の耐震化を図るため、耐震改修工事に取り組んできました。現在、区立施設は、法定基準である I_s 値¹ 0.6 以上、学校施設は法定基準を上回る I_s 値 0.7 以上の耐震性を確保しています。今後、学校施設は、改築の際に I_s 値 0.75 相当以上、不特定多数の方が利用する区立施設等は、大規模改修等の際に I_s 値 0.75 以上を目指し、更なる耐震化を進めていきます。

こうした耐震性とは別に、平成 29 年 3 月に策定した練馬区公共施設等総合管理計画では、建物のコンクリートの圧縮強度、中性化状況等に基づき、長寿命化の適否を判断し、長寿命化に適した建物は、施設の目標使用年数を 80 年としています。築 50 年ごろを目途に適否を判断し、適するものは築 60 年を目途に改修を行うことで、長寿命化を図っていくこととしました。



- 1 I_s 値：構造耐震指標。旧耐震基準に基づき建てられた建物について、0.6 以上であれば通常の耐震性を有するものとされています。

(1) 学校施設の長寿命化

区が保有する施設の総延床面積の約半分を学校施設が占めており、築年数が古い施設の中でもその割合が高く、約半数が築 50 年を超えています。学校施設は文部科学省から、令和 2 年度までに長寿命化に向けた取組計画等をまとめることが、各自治体に求められています。そこで、学校施設を基本に長寿命化適否の基準について、検討を進めてきました。

学校施設の長寿命化の適否は、文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書(平成 29 年 3 月)」(以下「解説書」という。)を基本に、つぎのとおり基準を定め、長寿命化に適する建物は、原則として、築 60 年を目途に改修を行い、目標使用年数を 80 年とします。その他の建物は、築 60 年を目途に改築します。

長寿命化適否の基準

【鉄筋コンクリート造(以下「RC 造」という。)]

ア・イの両基準を満たす建物を長寿命化の検討対象施設とします。

ア コンクリートの圧縮強度

コンクリートがどれだけの力(重さ)に耐えられるかを示したものです。解説書における躯体(柱・梁・壁等)の長寿命化の目安となる「コンクリート圧縮強度 13.5 N/mm²を超える建物」とします。

イ コンクリートの中性化の進行状況

コンクリートの中性化とは、建設当初は高アルカリ性であるコンクリートに、大気中の二酸化炭素が侵入し、表面から徐々に中性に近づく現象です。中性化によって直接コンクリートの物理的な劣化が進むことはありませんが、鉄筋の周囲が中性化することで、鉄筋が腐食する可能性が生じます。建築基準法により、躯体のコンクリートは表面から鉄筋までの距離が 30 mm 以上になっていることから、長寿命化の目安は、中性化が鉄筋の位置まで達していない「中性化深さ 30 mm 未満の建物」とします。また、30 mm 以上でも、酸素と水が存在しなければ鉄筋は腐食しないため、「中性化深さ 30 mm 以上ではあるが鉄筋の状態が良好な建物」とします。

【鉄骨造(以下「S 造」という。)]

ウ・エの両基準を満たす建物を長寿命化の検討対象施設とします。

ウ 鉄骨の腐食状況

S 造の建物は、柱や梁等の構造部材に鉄骨を使用しているため、鉄骨に断面欠損を伴う腐食が発生していない建物とします。

エ 筋かいのたわみ

柱や梁で囲まれた垂直面に設置された筋かいや屋根面に設置された筋かいにたわみが生じていない建物とします。

上記の躯体状況の判断基準を踏まえ、学校施設は約半数が築 50 年を経過していることから、令和元年度には築 55 年以上の学校施設（練馬区学校施設管理実施計画における令和 10 年度までの改築検討候補校等）を対象として、RC 造の建物は、耐震診断時の結果をもとに、圧縮強度が 13.5 N/mm^2 を超えているかを確認しました。 13.5 N/mm^2 を超えている施設は、中性化深さが 30 mm 未満かを確認し、一部の施設が 30 mm 以上であったため、鉄筋の腐食状況を調査しました。S 造の建物は、専門家が目視により調査しました。その結果、RC 造の建物は 19 施設中 10 施設が、S 造の建物は 5 施設全てが長寿命化に適する建物でした。

長寿命化または改築の進め方

学校施設管理実施計画では、学校施設の「改築についての考え方」において、児童生徒数の動向、避難拠点としての役割など、様々な要素を総合的に考慮して、改築の順序を決定することとしています。

長寿命化の基準を満たしている学校施設においても、躯体状況に加え、同様の要素も含めて総合的に考慮し、長寿命化または改築を決定します。

長寿命化改修を実施する学校施設は、令和 2 年度以降、概ね年 1 ~ 2 校程度、順次、公表します。

《参考：練馬区学校施設管理実施計画（平成 31 年 3 月）》

「改築についての考え方」

【改築実施校選定の基本】

80 年（長寿命化に適さない学校は 60 年）を迎える学校

《選定の基本にかかわらず改築を実施する学校》

ア 学校の適正配置、小中一貫教育校の設置等にあわせて改築が必要な学校

イ 児童生徒数の急増等に伴い、教室確保のために改築が必要な学校

ウ まちづくり事業等にあわせて改築が必要な学校

【改築実施校選定にあたり考慮する項目】

「学校の適正配置」「小中一貫教育校の設置」「建築年数」「施設の老朽化の程度」

「近隣校の改築時期」「体育館が 2 階以上にある等、避難拠点を運営する上での課題の有無」「複合化の対象区立施設の有無」「その他特に配慮を要する事項」

《RC造》

築年数：令和元年12月現在

	施設名		建設年月	築年数	圧縮強度 (N/mm ²)	中性化 深さ(mm)	鉄筋の 状態 ²
長寿命化または改築を検討	小竹小学校	校舎	S34.3	60	14.9	34.4	良好
	石神井南中学校	校舎	S36.3	58	14.4	23.7	
	大泉学園中学校	校舎	S37.3	57	14.4	24.9	
	中村西小学校 ¹	校舎	S38.2	56	15.0	26.3	
	開進第一小学校	校舎	S38.3	56	16.5	20.4	
	開進第二小学校	校舎	S38.3	56	14.3	19.2	
	豊玉第二小学校 ¹	校舎	S39.3	55	16.2	38.8	良好
	練馬第二小学校 ¹	校舎	S39.3	55	17.3	24.3	
	大泉小学校	校舎	S39.3	55	15.0	27.1	
	大泉第二小学校 ¹	校舎	S39.3	55	14.6	13.6	
築60年を目途に改築	向山小学校	校舎	S34.3	60	9.5	37.4	
	練馬東小学校	校舎	S35.3	59	10.7	66.1	
	田柄中学校	校舎	S35.3	59	7.4	38.9	
	豊溪小学校	校舎	S37.3	57	11.3	37.7	
	立野小学校	校舎	S37.3	57	10.3	31.0	
	上石神井中学校	校舎	S37.3	57	9.4	10.2	
	練馬小学校	校舎	S38.3	56	12.4	36.7	
	貫井中学校	校舎	S38.3	56	11.1	21.0	
大泉中学校	校舎	S39.3	55	13.4	28.4		

1 校舎と体育館（2階）が合築になっており、避難拠点の運営上、課題がある施設

2 コンクリートの圧縮強度が 13.5 N/mm²を超え、中性化深さが 30 mm以上の施設のみ鉄筋の腐食状況を調査

《S造》

築年数：令和元年12月現在

	施設名		建設年月	築年数	鉄骨の 腐食の有無	筋かいの たわみの有無
長寿命化または改築を検討	上石神井中学校	体育館	S37.10	57	無	無
	豊溪小学校	体育館	S38.3	56	無	無
	豊玉第二中学校	体育館	S38.3	56	無	無
	石神井南中学校	体育館	S38.3	56	無	無
	大泉学園中学校	体育館	S38.3	56	無	無

長寿命化改修の内容等

学校施設は、日常点検、法定点検により施設の不具合の兆候を把握し、随時、必要な改修を行っています。そのうえで、20年ごとを目途に、外壁・屋上防水や電気・機械設備等の改修を実施しています。また、築40年を目途に、電気配線、空調の配管、給排水の配管等の改修を行っています。長寿命化に適した建物は、施設の状況に応じて築60年を目途に、長寿命化改修を実施していきます。

長寿命化改修の内容は、築80年まで使用するために必要な内外装の改修や設備の更新、子どもたちの良好な教育環境の改善、地域の防災拠点としての機能強化等の観点を考慮し、基本項目を決定します。

そのうえで、具体的に長寿命化改修を実施する際には、学校ごとに劣化状況等を調査し、必要な改修項目を選択します。

(2) 区立施設(学校施設を除く)の長寿命化

区立施設(学校施設を除く)の長寿命化も、「学校施設の長寿命化 長寿命化適否の基準」に準じて、躯体状況を調査し、判断します。基準を満たす建物は、将来的な必要性等を検討し、必要と判断した場合は、築60年を目途に改修を行い、目標使用年数を80年とします。その他の建物は、社会状況の変化に伴う区民ニーズや、施設の利用状況等を考慮しながら、築60年を目途に改築や廃止、周辺施設への集約化等を検討します。

区立施設(学校施設を除く)の躯体状況

令和元年度は、築50年前後の施設について、施設種別や前回の改修からの経過年数等を考慮して抽出し、耐震診断時の結果をもとに、圧縮強度が13.5 N/mm²を超えているか、中性化深さが30mm未満かを確認しました。

その結果、5施設全ての建物が長寿命化に適していると判断できるため、今後、施設ごとに長寿命化を検討します。

その他の築50年前後の区立施設も、今後、長寿命化適否の基準をもとに、施設ごとに判断します。

《RC造》

築年数：令和元年12月現在

	施設名	建設年月	築年数	圧縮強度 (N/mm ²)	中性化 深さ(mm)	鉄筋の 状態 ¹
長 寿 命 化 を 検 討	豊玉すこやかセンター	S41.9	53	17.8	8.7	
	田柄保育園	S42.3	52	28.7	15.6	
	石神井図書館	S45.7	49	16.7	10.5	
	練馬清掃事務所	S46.3	48	21.6	8.5	
	関町リサイクルセンター	S46.12	48	16.9	4.7	

1 5施設ともコンクリートの圧縮強度が13.5 N/mm²を超え、中性化深さが30mm未満であるため、鉄筋の腐食状況の調査は行っていない。

長寿命化改修の内容等

区立施設も、随時、必要な改修を行い、20年ごと、築40年を目途に、学校施設と同様の改修を行っています。長寿命化に適した建物は、施設の状況に応じて築60年を目途に、長寿命化改修を実施していきます。

長寿命化改修の内容は、これまでの改修実績を考慮し、20年ごとを目途に行う外壁・屋上防水や電気・機械設備等の改修を基本に決定します。

3 跡施設・跡地の活用

(1) 旧 光が丘第七小学校

光が丘第七小学校跡施設については、既存校舎を改修し、障害者福祉施設等の改修時における一時移転施設として活用します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
障害者福祉施設等の一時移転施設として活用	実施設計	工事	活用開始	活用
事業費(百万円)		364		

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(2) 現 春日町児童館・敬老館

春日町児童館・敬老館は、北保健相談所の移転・改築にあわせて複合化し、移設することから、除却後の用地の新たな活用の方向性を定めます。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
新たな活用の方向性の決定 新たな活用に向けた調整	検討	決定	新たな活用に向けた調整	調整
事業費(百万円)		0	0	

事業実施課：企画部 企画課

(3) 現 光が丘保管所（再利用家具置場）

資源循環センターの拡張整備にあわせて光が丘保管所（再利用家具置場）を移転することから、新たな活用の方向性を定めます。

5 年度目標	元年度末 (見込み)	4 か年計画		
		2 年度	3 年度	4 ~ 5 年度
新たな活用の方向性の 決定 新たな活用に向けた調整	検討	決定	新たな活用に向けた調整	調整
事業費（百万円）		0	0	

事業実施課：企画部 企画課

(4) 現 シルバー人材センター作業所

北保健相談所の移転に伴う空スペースを活用してシルバー人材センター作業所を移転することから、新たな活用の方向性を定めます。

5 年度目標	元年度末 (見込み)	4 か年計画		
		2 年度	3 年度	4 ~ 5 年度
新たな活用の方向性の 決定 新たな活用に向けた調整	検討	検討	決定	新たな活用に向けた調整
事業費（百万円）		0	0	

事業実施課：企画部 企画課

(5) 田柄第二ストックヤード跡地

田柄第二ストックヤード跡地をこぶし事業所に貸し付けます。こぶし事業所が整備する施設に、旧北保健相談所、練馬区障害者就労支援室、春日町児童館の一部を使用している「やまびこ第二作業所」、「こぶし事業所」、「はじめのいっぽ春日町」を移転します。

旧北保健相談所と練馬区障害者就労支援室は、除却後の用地の新たな活用の方向性を定めます。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
田柄第二ストックヤード跡地				
各事業所の移転・開設	協議 基本設計 ¹	実施設計 ¹ 工事 ¹	工事 ¹	開設
旧北保健相談所				
新たな活用の方向性の 決定 新たな活用に向けた調整	検討	検討	決定	新たな活用に向けた調整
練馬区障害者就労支援室				
新たな活用の方向性の 決定 新たな活用に向けた調整	検討	検討	決定	新たな活用に向けた調整
事業費(百万円)		0	***	

1...設計・工事は事業者が実施

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課
企画部 企画課

(6) 現光が丘病院施設

光が丘病院が光が丘第四中学校の跡地に移転するため、移転後の病院の新たな活用の方向性を定めます。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
新たな活用の方向性の 決定 新たな活用に向けた調整	検討	建物調査 検討・決定	新たな活用に向けた調整	調整
事業費(百万円)		7	0	

事業実施課：企画部 企画課

4 外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設

(1) 民営化した特別養護老人ホーム・デイサービスセンター

区立施設であった4つの特別養護老人ホーム・デイサービスセンターについては、平成23年度に練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に運営を移管し、民営化しました。現在の協定では、民営化にあたっては区の土地・建物を無償貸付し、建物の大規模改修は区が行うこととなっています。

今後、施設維持管理の主体性を高め、施設サービスの向上を図るために建物を事業団に無償譲渡し、事業団が改修経費を負担します。事業団が民営化後も公益性の高い役割を果たしていることや、これまで改修経費の積立てを行っていないことを考慮し、区が経費を補助します。これに伴い、区と事業団とで新たな施設運営についての協定を締結します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
新たな協定の締結	協議	協議	締結	

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(2) 作業所・生活介護施設

区の施設としては使わなくなった建物等を民間の障害者施設に無償で貸し付けています。区は原則として施設の老朽化による改修・改築は行わず、順次、移転・家賃補助への移行、事業者への売却、事業者による現地での建替えなどを進めます。事業者と利用者の状況を考慮しながら、協議・調整を行います。

施設の移転等により生じた跡地は、他用途への転用または売却・貸付などにより有効活用を図ります。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

今後の区立施設改修・改築等事業費について

本実施計画で掲載している大規模改修・改築にかかる費用だけで、令和2年度：約100億円、令和3年度：約100億円、2年間合計約200億円となっています。

この先、年2校ずつの学校施設の改築、大規模な区立施設の改修などが想定されています。また、長寿命化改修への対応も必要になるため、施設の改修・改築に要する費用は、年々増加が見込まれます。

また、施設を運営していくためには、改修や改築に要する費用だけでなく、毎年、人件費、光熱水費、保守点検費、修繕費など、維持管理等に要する費用が必要になります。これらの費用も考慮しながら、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立を図るため、区民全体の視点から施設のあり方を見直し、適切に施設を維持・更新していく必要があります。

5 区立施設マネジメントの推進

公共施設等総合管理計画の方針に基づき、引き続き、区立施設の総合的なマネジメントを進めるため、推進体制の整備に取り組みます。

(1) 改修・改築等を進める際の庁内検討の仕組みを構築

医療・介護の相談や子育て支援など、新たな区民ニーズに対応するため、公共施設をより効果的・効率的に活用することが求められています。各施設の事業内容や利用状況等を踏まえ、時代や地域の実情に即した最適な施設の活用を推進するため、改修・改築の計画や設計段階で、様々な視点から検討を行う庁内の仕組みづくりに取り組みます。

(2) 第三者によるマネジメントチェックの推進

令和元年度から、学校施設の改築にあたり、設計等の段階で「コンストラクションマネジメント方式」を導入しています。区の体制の質的量的補完の効果、コスト構成の透明化、適正価格の把握に対する効果などを検証しながら、引き続き、工事規模が大きな事業を中心に導入を図ります。

(3) 民間活力の活用

区立施設の整備等にあたっては、区民サービスの向上と持続可能性の確保の観点から、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFI手法の導入が効果的な場合は、最適な手法を選択し積極的に導入します。

(4) 計画の進め方

施設ごとに建物の状況や利用状況、維持管理等に要する費用を分析・公表し、節目節目で区民の皆様や区議会の意見を伺いながら、区民サービスの提供の仕方や今後の施設のあり方を考えます。

第4章 委託・民営化実施計画

1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。

今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。

行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

(1) 管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

直営

法令等に規定がある施設や随時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は「直営」または「一部委託」とします。

民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度」から選択します。

・「業務委託」

区に管理運営権限を留保した上で、民間事業者が施設の運営を担います。

・「指定管理者制度」

指定管理者制度は、議会の議決による「指定」(行政処分的一种)を受けた民間事業者(指定管理者)に公の施設¹の管理権限を委任するものです。同一事業者に施設の管理運営を包括して委ねる場合には、「指定管理者制度」とする必要があります。

指定管理者は、区から受任した権限に基づき自己の責任で施設の管理運営を行います。利用料金制を採用することで施設利用料を直接収入することができます。

1 「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

民営化

サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化²に取り組みます。

- 2 区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。
必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

(2) 民営化の進め方

区立施設を設置した当初は、区民ニーズに応えるため、民間に担い手が確保できない場合には、区が直接サービスを提供してきました。

しかし、社会の状況は大きく変化し、現在では民間事業者の参入と事業継続が可能となる制度が整備され、社会福祉法人やNPO法人、株式会社など、多くの民間事業者が施設サービスを提供できるようになっています。

区では、区立施設を取り巻く環境の変化にあわせ「指定管理者制度」や「業務委託」を進め、民間のノウハウを活かし、区民サービスの向上に取り組んできました。

今後は民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われている施設について、民営化にも取り組んでいきます。

特に、高齢者福祉施設や障害者福祉施設等においては、利用者の高齢化や障害の重度化など、区民ニーズの変化に応じて、サービスをより充実させていくことが求められます。そのためには、事業者が自らの創意工夫を柔軟、迅速にサービスに反映できる体制にしていかなければなりません。また、これらの施設は利用者と直接深く関わる対人サービスを提供するため、人材の確保・育成が重要となります。人材の育成にあたっては、長期的視点を持ち、計画的に取り組む必要があります。施設によっては、民間事業者の運営には国や都からの補助金等が交付・上乘せされる場合があり、財源の確保が可能となります。

このため、指定期間や委託期間に限定されることなく、継続して事業者が施設の運営を担い、自らの責任でサービス内容を充実することができるよう民営化を進めます。

民営化にあたっては、事業者の状況を考慮するとともに利用者に配慮し、段階的に丁寧な説明を行っていきます。

区は民営化後も、必要に応じて民間事業者に対する支援や指導を行うことで、サービス水準と安定性・継続性を確保します。

【民営化を検討するにあたって考慮すべき事項】

区有財産（土地・建物）の取扱い

土地・建物は、区民の貴重な財産であること、また民営化後も区の関与を担保する必要があることから、原則貸付とします。ただし、建物については事業者が譲渡を希望するなど、合理的な理由がある場合は、譲渡もできるものとします。

区有財産の貸付・譲渡は有償が原則です。ただし、必要な公的サービスを担うことや事業者の経営体力を考慮し、無償・減額とすることもできるものとします。無償・減額とする場合は、その理由を施設ごとに明らかにします。

サービス水準

区立施設は、重度障害者の受入など採算面・人員配置等で、民間施設では提供が困難なサービスを実施しています。

現行のサービス内容を施設ごとに検証し、区民ニーズに応えるために必要なサービスは、民営化後も引き続き継続します。

補助のあり方

民営化後も必要なサービス水準を維持するための経費について、国や都の制度だけでは安定的な運営が困難な場合には、区が補助を行います。

また、区立施設は民設民営の施設に比べ、施設規模が大きいいため改修費が多額になる場合があります。事業者が経費の全額を負担することが困難な場合には、区が経費の一部を補助します。

補助をする際には、民設民営の施設との均衡も考慮します。

2 施設種別ごとの取組

(1) 子どもと青少年の施設

保育園

区立保育園60園のうち、既に20園を業務委託しています。

令和2年度から毎年2園ずつ業務委託による運営を開始します。委託にあたっては、保護者への事前説明から事業者選定、準備委託を経て概ね3か年をかけます。

令和5年度までに8園を委託します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【氷川台】 【南大泉】 令和2年度業務委託	準備委託	開始	実施	実施
【豊玉】 【田柄第二】 令和3年度業務委託	事業者選定	準備委託	開始	実施
【北町第二】 【石神井台】 令和4年度業務委託	保護者説明	事業者選定	準備委託	開始
【氷川台第二】 【東大泉】 令和5年度業務委託		保護者説明	事業者選定	準備委託 開始

【令和6年度以降の保育園の運營業務委託計画】

目標	園名	
令和6年度業務委託	高松	下石神井第三
令和7年度業務委託	旭町	南田中
令和8年度業務委託	貫井	上石神井
令和9年度業務委託	春日町	富士見台こぶし
令和10年度業務委託	豊玉第三	光が丘第十一
令和11年度業務委託	光が丘第九	大泉学園

既に委託している20園については、2回まで委託契約を更新できるものとしています。更新の契約期間満了を迎える園は、再公募するか民営化するかを検討します。

検討にあたっては、事業者の創意工夫による保育サービスの充実や土地・建物の取扱いなどについて、運営事業者と協議を行います。

民営化する場合は、決定・公表してから移行するまで在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めていきます。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
民営化の協議	検討	検討・協議	協議	協議

事業実施課：こども家庭部 保育計画調整課

学童クラブ

区立学童クラブ89クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、46クラブを業務委託しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能と特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を早期に全小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和3年度までに14クラブを業務委託します。

ねりっこクラブは、小学校19校で業務委託により運営しています。令和3年度までに18校で開始します。その後もねりっこクラブを拡大します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【学童クラブ】 業務委託の拡大	46クラブ業務委託 (直営43クラブ)	7クラブ	7クラブ	拡大
【ねりっこクラブ】 拡大	19校で実施	8校	10校	拡大

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課、こども施策企画課

子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター5センターのうち、練馬子ども家庭支援センター分室および関・貫井・大泉子ども家庭支援センターは業務委託で、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室は指定管理者が運営しています。

現在、東京都が担う「介入」や「指導」と、区が担う「親子の心情に寄り添った支援」を適切に組み合わせた児童相談体制のあるべき姿について、都と協議を進めています。

その協議内容や子育て支援サービスの実施状況を踏まえ、委託している子ども家庭支援センターの役割や業務内容について整理し、改めて運営方法を決定します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
運営方法の決定	検討	検討	決定	

事業実施課：こども家庭部 練馬子ども家庭支援センター

児童館

児童館17館のうち、4館は指定管理者が運営しています。

小学生の居場所となる、ねりっこクラブの拡大にあわせて、乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図るなかで機能を再検討し、施設配置の考え方を決定したうえで、運営方法を見直します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
機能および施設配置の 考え方の決定	検討	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

青少年館

青少年館は、窓口業務を委託しています。青少年対象の各種講座や教室等の事業は直営で実施しています。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。そのうえで、施設管理等の運営方法を決定します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
運営方法の決定	検討	検討	決定	

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(2) 高齢者福祉施設

大泉ケアハウス

大泉ケアハウスは、練馬区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）を指定管理者として運営しています。併設の大泉特別養護老人ホームは平成23年度に民営化し、同じく事業団が運営しています。ケアハウスおよび併設の大泉特別養護老人ホームの大規模改修について、事業団が主体となって一体的に改修を行い、区が補助する方式へ移行することから、ケアハウスを民営化し、土地は無償貸付、建物は無償譲渡します。

区民ニーズの変化に応じてサービスをより充実させていく必要があることから、大規模改修の時期にあわせて、施設の機能や利用者負担、区の財政支援などを含め、ケアハウスのあり方を事業団と検討します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
民営化	検討・協議	協議	開始	実施

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 障害者福祉施設

福祉園

区立福祉園7園のうち、5園は指定管理者が運営しています。

高野台運動場用地に、民間事業者が運営する福祉園を整備しています。

新たに開設する福祉園は、石神井町福祉園（定員30人）以上の定員を目指します。
 なお、現在の石神井町福祉園は、利用者の通所先を確保したうえで廃止します。 <リーディングプロジェクト1>

貫井福祉園は令和3年度に、大泉町福祉園は令和4年度に指定期間が満了となります。指定期間の満了を迎える福祉園については、施設改修の実施時期を踏まえ、運営方法を決定します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【福祉園（誘致）】 高野台運動場用地での 整備・開設 [再掲]	事業者と運営等に 関する協議	協議	協議	開設
【石神井町福祉園】 廃止 [再掲]				廃止
【貫井福祉園】 運営方法の決定	検討	検討	決定	
【大泉町福祉園】 運営方法の決定	検討	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

福祉作業所

区立福祉作業所 5 所は、すべて指定管理者が運営しています。

大泉福祉作業所（大泉つつじ荘を含む。）と北町福祉作業所は令和 2 年度に指定期間が満了となります。サービスを安定的に提供するため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。

民営化に向けた準備期間中は、引き続き指定管理者制度を適用し、現在の指定管理者が施設運営を担います。また、民営化の際に、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物は無償貸付します。

貫井福祉工房は、令和 3 年度に指定期間が満了となるため、併設している貫井福祉園とともに、施設改修の実施時期を踏まえ、運営方法を決定します。

白百合福祉作業所とかたくり福祉作業所は、令和 5 年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定するとともに、高齢化や重度化に対応した機能拡充を検討します。

5 年度目標	元年度末 (見込み)	4 か年計画		
		2 年度	3 年度	4 ~ 5 年度
【大泉福祉作業所】 民営化 生活介護事業の開始	検討	検討・協議	協議	開始
【北町福祉作業所】 民営化 生活介護事業の開始	検討	検討・協議	協議	開始
【貫井福祉工房】 運営方法の決定	検討	検討	決定	
【白百合福祉作業所】 運営方法の決定	検討	検討	検討	決定
【かたくり福祉作業所】 運営方法の決定	検討	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

こども発達支援センター

こども発達支援センターは、相談事業、通所訓練事業などを業務委託しています。
令和2年度から居宅訪問型児童発達支援などの新たな業務を委託します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
業務委託の拡大	決定	拡大	実施	実施

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

心身障害者福祉センター

心身障害者福祉センターは、中途障害者支援事業等を業務委託しています。

令和2年度から生活介護事業を中途障害者支援事業等と同一事業者へ委託し、専門職による支援の提供や民間の柔軟性を活かしたサービスを提供します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
業務委託の拡大	決定	拡大	実施	実施

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

障害者グループホーム

区立障害者グループホーム 2 施設は、すべて指定管理者が運営しています。

大泉つつじ荘は、令和 2 年度に指定期間が満了となります。大泉つつじ荘は、併設している大泉福祉作業所の民営化にあわせて、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化に向けた準備期間中は、引き続き指定管理者制度を適用し、現在の指定管理者が施設運営を担います。また、民営化に向け、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するための改修を行います。

民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物は無償貸付します。

しらゆり荘は、令和 5 年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定します。

5 年度目標	元年度末 (見込み)	4 か年計画		
		2 年度	3 年度	4 ~ 5 年度
【大泉つつじ荘】 民営化	検討	検討・協議	協議	開始
【しらゆり荘】 運営方法の決定	検討	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(4) 清掃事務所

可・不燃ごみの収集作業の一部を委託しています。
収集作業の業務委託を順次拡大していきます。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
業務委託の拡大	可・不燃ごみ収集 作業(3組)委託	検討	拡大	拡大

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

(5) 教育施設

学校調理業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、83校で業務委託を行っています。
令和3年度までに3校を業務委託します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
業務委託の拡大	83校 (直営15校)	2校	1校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課、保健給食課

学校用務業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、74校で業務委託を行っています。
令和3年度までに6校を業務委託します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
業務委託の拡大	74校 (直営24校)	3校	3校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課

(6) 文化・生涯学習施設

図書館

区立図書館12館のうち、9館は指定管理者が運営しています。残る3館は一部業務を委託しています。

石神井図書館と練馬図書館に指定管理者制度を導入します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
【石神井図書館】 指定管理者制度の導入	指定管理者選定	開始	実施	実施
【練馬図書館】 指定管理者制度の導入	準備	準備	準備	指定管理者選定 開始

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館

(7) 花とみどりの相談所

花とみどりの相談所は、隣接する四季の香ローズガーデンの維持管理やイベント運営などの業務を委託しています。

大規模改修および四季の香ローズガーデンの拡充とあわせて、指定管理者制度を導入します。

5年度目標	元年度末 (見込み)	4か年計画		
		2年度	3年度	4～5年度
指定管理者制度の導入	検討・決定	指定管理者選定	開始	実施

事業実施課：環境部 みどり推進課

民営化に向けての標準的な手順

(仮称)〇〇施設民営化検討小委員会の開催(民営化実施計画の検討)

〇〇施設を所管する部により(仮称)〇〇施設民営化検討小委員会¹を開催し、民営化実施計画の検討を行います。実施計画には下記の事項を盛り込みます。

民営化候補事業者に関する事項(民間委託期間の運営状況)、施設運営に関する事項(民営化後区が求めるサービス、民営化候補事業者に提出を求める事業計画書)、財産に関する事項(土地・建物・物品等の取扱い、改修・改築に伴う費用負担等)、民営化の実施時期、民営化後の区の間与(運営状況の確認方法等)、その他、施設の特성에応じて定める事項等

1 指定管理者選定小委員会に準ずる組織



(仮称)民営化検討委員会²の開催(小委員会からの報告事項を審議)

2 指定管理者選定委員会に準ずる組織



所管委員会報告、実施計画策定



民営化候補事業者による民営化事業計画の提出



民営化検討小委員会の開催(民営化事業計画について審議)



民営化検討委員会の開催(小委員会からの報告事項を審議)



民営化事業者決定、所管委員会報告



施設設置条例の廃止等(議決)



協定の締結、土地・建物に関する契約の締結



民営化



運営状況の確認、必要に応じた事業者への支援・指導

指定管理者適用施設における民営化に向けての標準的な手順を示しています。各施設によって状況が異なるため、必ずしも全ての施設にこの手順があてはまるものではありません。

付属資料

実施計画の取組状況

平成30年3月に策定した公共施設等総合管理計画〔実施計画〕の取組状況は次のとおり。

(1) 区立施設改修・改築等実施計画 リーディングプロジェクト

施設名等	令和元年度末目標	令和元年度末の実績 (見込み)
高野台運動場用地における病院と福祉園の整備		
高野台運動場用地		
病院の誘致	実施設計	実施設計
福祉園の誘致	実施設計	実施設計
高野台防災備蓄倉庫	改築・拡張工事、使用開始	改築・拡張工事、使用開始
運動場既存建物	除却	除却
現 石神井町福祉園用地		
石神井町福祉園		
重度障害者グループホーム誘致		
旭丘小学校、小竹小学校、旭丘中学校の統合・再編		
旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中学校	小中一貫教育校設置に向けた調整	小中一貫教育校の設置に向けた調整
北保健相談所移転と周辺施設の集約		
(新) 北保健相談所		
北保健相談所・児童館・街かどケアカフェ・地域包括支援センター	移転・改築の実施設計・工事	実施設計・工事
現 北保健相談所		
北町福祉作業所	大規模改修の実施設計	実施設計
シルバー人材センター作業所	移転・大規模改修の実施設計	実施設計
現 春日町児童館・敬老館用地		
現 春日町児童館・敬老館用地	新たな活用方針の決定	検討

区立施設改修・改築等実施計画

施設名等	令和元年度末目標	令和元年度末の実績 (見込み)
庁舎等		
練馬区役所西庁舎	躯体修繕・設備更新工事(完了)	工事(完了)
練馬区役所東庁舎・本庁舎	庁舎改修・改築計画検討	基本方針検討
石神井庁舎	改修・改築に向けた方針の検討	建物・敷地の有効活用の検討

施設名等	令和元年度末目標	令和元年度末の実績 (見込み)
旧情報公開室	除却・オープンスペース開設	除却・オープンスペース開設
中村北分館	建物および敷地の取得	空きスペース活用に向けた方向性の検討
区民事務所、旧出張所		
石神井区民事務所	施設配置の方向性の検討	検討
旧桜台出張所	大規模改修工事(完了)	工事(完了)
総合福祉事務所		
石神井総合福祉事務所	施設配置の方向性の検討	検討
保健相談所		
北保健相談所	移転・改築の実施設計・工事	実施設計・工事
豊玉保健相談所	改修・改築の方向性の検討	検討
土木出張所、公園出張所		
東部土木出張所支所	改築の設計	都の工事の遅れにより 令和2年度基本設計
西部土木出張所	改修・改築に向けた方針の検討	検討
西部公園出張所	改修・改築に向けた方針の検討	検討
文化・生涯学習施設		
練馬文化センター	音響等設備および天井の改修計画の検討	改修方針の決定
美術館	再整備基本構想の策定	検討
生涯学習センター	大規模改修の基本設計	基本設計
生涯学習センター分館	今後の方向性の検討	検討
令和2年度以降に工事着手する図書館(2施設)	大規模改修の基本設計1施設	基本設計1施設 (練馬図書館)
スポーツ施設		
大泉学園町体育館	アリーナ改修工事(完了)	工事(完了)
総合体育館	改築に向けた検討	検討
練馬総合運動場公園	屋外スポーツ施設整備(完了)	整備(完了)
大泉さくら運動公園	庭球場等整備(完了)	整備(完了)
大泉学園町希望が丘公園運動場	多目的運動広場の設計・整備	設計・整備
産業振興・勤労者福祉施設、集会施設		
東京中高年齢労働者福祉センター(サンライフ練馬)	改修基本計画の策定	機能の見直しの検討
子どもと青少年の施設		
富士見台こぶし保育園	大規模改修工事(完了)	工事(完了)
大泉学園保育園	大規模改修工事(完了)	工事(完了)
貫井第二保育園	大規模改修の修正設計	修正設計
貫井保育園	大規模改修の基本設計	基本設計
東大泉保育園		工事(完了)・開設 都の工事の遅れによる

施設名等	令和元年度末目標	令和元年度末の実績 (見込み)
上石神井第三保育園	都営住宅建替えに伴う改築工事	都の工事の遅れにより 令和2年度工事
令和2年度以降に工事着手する 保育園(2施設)		
豊玉北地区区民館学童クラブ	豊玉東小学校内へ開設	開設
大泉学園地区区民館学童クラブ	大泉桜学園内へ開設	開設
田柄地区区民館学童クラブ	光が丘秋の陽小学校内への設置 工事(完了)	工事(完了)
北大泉地区区民館学童クラブ	大泉第一小学校内への設置に向 けた設計	設計
下石神井小学校内学童クラブ		工事(学校改築)
関町北小学校内学童クラブ		
(仮称)上石神井四丁目団地内学 童クラブ(新設)	都営住宅の建替えに伴う新築工 事	子ども家庭支援センター分室 へ用途変更。都の工事の遅れによ り令和2年度工事
令和2年度以降に工事着手する 学童クラブ(3か所)	小学校内への設置に向けた設計 1施設	設計1施設 (大泉南小学校学童クラブ)
春日町児童館	移転・改築の実施設計・工事	実施設計・工事
令和2年度以降に工事着手する 児童館(1施設)		調整 (栄町児童館)
春日町青少年館	施設運営や改修等の方針の検討	機能の見直し、改修・改築 の方向性の検討
高齢者福祉施設		
春日町敬老館	移転・改築の実施設計・工事	実施設計・工事
令和2年度以降に工事着手する 敬老館(1施設)		調整 (栄町敬老館)
障害者福祉施設		
北町福祉作業所	大規模改修の実施設計	実施設計
豊玉障害者地域生活支援センター	改修・改築の方向性の検討	検討
心身障害者福祉センター	大規模改修の検討	大規模改修の内容の検討
地域の施設		
北町第二地区区民館	大規模改修工事(完了)	工事(完了)
大泉学園地区区民館	大規模改修工事(完了)	工事(完了)
富士見台地区区民館	大規模改修工事(完了)	工事(完了)
豊玉北地区区民館	大規模改修工事(完了)	工事(完了)
田柄地区区民館	大規模改修の実施設計	実施設計
旭町南地区区民館	大規模改修の実施設計	実施設計
北大泉地区区民館	大規模改修の基本設計	基本設計
令和2年度以降に工事着手する 地区区民館(3施設)		

施設名等	令和元年度末の目標	令和元年度末の実績 (見込み)
桜台地域集会所	大規模改修工事(完了)	工事(完了)
教育施設		
大泉東小学校	改築工事(完了)	工事(完了)
下石神井小学校	改築工事	工事
石神井小学校	改築工事	工事
関町北小学校	改築の実施設計・工事	実施設計・工事
大泉西中学校	改築工事	工事
令和2年度以降に工事着手する 学校(6施設)	改築の基本設計2施設	基本設計1施設 (上石神井北小学校)
旭丘小学校・小竹小学校・旭丘中 学校	小中一貫教育校設置に向けた調 整	小中一貫教育校の設置に 向けた調整
花とみどりの相談所		
花とみどりの相談所	大規模改修の実施設計	実施設計

外郭団体や民間事業者へ貸し付けている施設

施設名等	令和元年度末の目標	令和元年度末の実績 (見込み)
民営化した特別養護老人ホーム・ デイサービスセンター	施設運営の新たな協定の締結に 向けた協議	協議
作業所・生活介護施設	施設の取扱を事業者と協議・調整	協議・調整

(2) 委託・民営化実施計画

施設名等	令和元年度末の目標	令和元年度末の実績 (見込み)
子どもと青少年の施設		
氷川台保育園	準備委託	準備委託
南大泉保育園	準備委託	準備委託
豊玉保育園	事業者選定	事業者選定
田柄第二保育園	事業者選定	事業者選定
北町第二保育園	保護者説明	保護者説明
石神井台保育園	保護者説明	保護者説明
氷川台第二保育園		
東大泉保育園		
高松保育園		
下石神井第三保育園		
保育園の民営化の検討・協議	検討	検討
学童クラブ	委託の拡大 10 クラブ(計 46 ク ラブ)	10 クラブ(計 46 クラブ)

施設名等	令和元年度末の目標	令和元年度末の実績 (見込み)
ねりっこクラブ	拡大 12 校 (計 20 校業務委託)	拡大 11 校 (計 19 校業務委託)
光が丘子ども家庭支援センター	運営方法の決定	検討
児童館	運営方法の検討	機能および施設配置の考え方の検討
青少年館	施設運営や改修等の方針の検討	運営方法の検討
高齢者福祉施設		
高野台敬老館	運営方法の検討	街かどケアカフェ、地域包括支援センターへの機能転換を決定
大泉ケアハウス	民営化に向けた協議	検討・協議
障害者福祉施設		
福祉園 (高野台運動場用地での整備・開設)	事業者と運営等に関する協議	協議
北町福祉作業所	機能拡充・運営方法の検討	機能拡充の決定、民営化の決定、民営化にあたって考慮すべき事項の検討
大泉福祉作業所	運営方法の検討	機能拡充の決定、民営化の決定、民営化にあたって考慮すべき事項の検討
こども発達支援センター	運営方法の検討	業務委託の拡大の決定
心身障害者福祉センター	児童発達支援事業所の誘致・事業継続、運営方法の検討	事業継続 業務委託の拡大の決定
大泉つつじ荘	運営方法の検討	民営化の決定、民営化にあたって考慮すべき事項の検討
清掃事務所		
清掃事務所	委託の拡大	可・不燃ごみ収集作業 (3 組) 委託
教育施設		
学校調理業務	委託の拡大 5 校 (計 82 校)	6 校 (計 83 校)
学校用務業務	委託の拡大 10 校 (計 69 校)	15 校 (計 74 校)
文化・生涯学習施設		
石神井図書館	指定管理者制度の導入の検討	指定管理者制度導入の決定、指定管理者選定
光が丘図書館・練馬図書館	運営方法の検討	練馬図書館の指定管理者制度導入の決定、導入準備
花とみどりの相談所		
花とみどりの相談所	運営方法の検討	指定管理者制度導入の決定

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕

令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)

< 案 >

令和2年(2020年)3月

発行 練馬区 企画部 企画課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎 6階

電話 (03)3993-1111(代表)

F A X (03)3993-1195

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>